

# 官報

号外 昭和三十八年三月二十六日

## 第四十三回 衆議院會議録 第十七号

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和三十八年三月二十六日  
午後二時開議

第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉾山保安監督署の設置に関し承認を求め  
るの件

○本日の会議に付した案件

韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

甘味資源特別措置法案(内閣提出)  
及び甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案  
(芳賀貢君外二十六名提出)の趣旨説明及び質疑

地方選挙の公明を期する決議案  
(青木正君外二十六名提出)

日程第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉾山

保安監督署の設置に関し承認を  
求めるの件

道路交通法の一部を改正する法律  
案(内閣提出、参議院送付)

消防組織法及び消防団員等公務災  
害補償責任共済基金法の一部を  
改正する法律案(内閣提出、参  
議院送付)

日本国とグレート・ブリテン及び  
北部アイルランド連合王国との  
間の通商、居住及び航海条約及  
び関連議定書の締結について承  
諾を求めるの件

外貨公債の発行に関する法律案  
(内閣提出)

関稅定率法等の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

国立病院特別会計法の一部を改正  
する法律案(内閣提出)

中小企業高度化資金融通特別会計  
法案(内閣提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出)

戦没者等の妻に対する特別給付金  
支給法案(内閣提出)

午後二時二十分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を  
開きます。

韓国の軍政延長と日韓会談に関する  
緊急質問(松本七郎君提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急  
動議を提出いたします。

この際、松本七郎君提出、韓国の軍  
政延長と日韓会談に関する緊急質問を  
許可されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の  
動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。よって、日程は追加せられま  
した。

韓国の軍政延長と日韓会談に関する  
緊急質問を許可いたします。松本七郎  
君。

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私は、日本社会党を代  
表し、最近の韓国政情の急変に関連し  
て、政府の日韓会談に対する見解をた  
だし、その重大な責任を追及せんとす  
るものであります。(拍手)

今からちょうど一カ月前に、同僚岡  
田春夫議員は、本会議におきまして、

日韓会談について論じ、政府、特に大  
平外相の政治責任をきびしく糾弾いた  
しました。その後わずか一カ月の間  
に、韓国の政情はさらに動揺と混乱を  
深め、もはや收拾不可能というべき事  
態に陥っております。しかも重大なこ  
とは、朴軍事独裁政権が、三月十六  
日、軍政をさらに四年間延長すること  
をはかるといふ暴挙をあえてしたこと  
によりまして、韓国国民大衆の激しい  
抵抗に直面しているという事実であり  
ます。大平外相は、外交上の見通しを  
誤ったことにつき、岡田議員初めわが  
党議員からきびしく批判された当時す  
ら、なお、「韓国政情が予想通りいかな  
かったことは認める。しかし、この韓国  
の動きは、朴政権が大きく内外に約束し  
た民主化への生みの苦しみであると考  
える。」と強弁していたのであります。

朴正熙は、二月二十七日、みずから  
音頭をとって民政移管を旨とする誓式  
を行ないながら、二週間後には、平然  
と民政への国民の熱望を踏みにじり、  
政治活動弾圧のもとで、四年間の独  
裁、ファッショ政治の白紙委任状を取  
りつけようとした。かくのごとき朴政  
権、これがどうして民主化を目指す政  
権などと言えるか。この一点だけを  
もってしても、政府は直ちに日韓会談

官報(号外)

を打ち切るべきであると思ふが、どうか、池田首相の率直な意見の表明を求めらるべきであります。(拍手)

次に、私は、朴軍政権に対する政府・自民党内のきわめて危険な評価の傾向について警告し、首相の見解をただした。

相が、去る二十一日、特に日本人記者団と会見しました際に、「議院政治の長い歴史を持つ日本の政界人の一人が最近軍政延長を公言したことは、意外かつ遺憾である。日本政界人は、韓国政界人が自由主義、民主主義のため戦うことに支持と同情を寄せるべきではないか。」と憤慨し、かつ非難をして

政府・自民党内には、日韓会談を進めてきた朴政権とよほど利害關係でもあるのか、朴政権の軍政を諷刺し、これに抵抗する韓国大衆の動きを非難するがごとき言動が見られます。汚職の疑惑に包まれ、責任追及の手をのがれて、亡命同様の姿で来日した問題の人物金鍾泌と、何の必要があつて、自民党の副総裁、前総理大臣、前副総裁、さらには現職の大臣までが、食事をともにして慰めねばならないのか。本日の報道によりますと、米國務省も、軍政延長反対の意思を公式に表明したとのことであります。しかるに、自民党の大野副総裁は、さらに進んで、朴政権の軍政延長を歓迎する言動を行ない、軍政の方が、国民の反対を抑えて日韓会談をまとめやすいなどと放言しているのと伝えられております。このことは、何も今私ここで初めて紹介するわけではない。韓国政界の大立者であり、新政党の指導者である許政元首

現在の大混戦を通じて浮き彫りされ、明らかになつたことは、今日の韓国には全く自主性がなく、すべて米国の出先当局の顔色をうかがわねばならず、物事が進行しないとみじめな実情にあるといふことあります。朴政権当局も、これに反対する野党指導者も、すべてパーカー駐韓米國大使あるいは在韓米軍当局の意向を打診せずしては行動できない。また、たとえ一時これを無視してみても、やがては政策の修正を余儀なくされるといふ従属的

の修正を余儀なくされるといふ従属的実態を露呈したしているのであります。これでは、外に向かつて責任ある外交交渉をする能力も資格も欠除してあるといわざるを得ません。(拍手)

い。兩國と密接な利害關係にある米國が、これに重大な関心を持つことは当然である。」と、こう言つておるのであります。私は、この弁解そのものが、最も雄弁に日韓会談の本質を告白しているものだと思ふのであります。

このことに関連して、私は、池田首相にお尋ねしたいことがあります。朝海駐米大使は、三月十一日、ラスク米國務長官に対して、日韓交渉の現状に關する説明書を提出したといわれますが、その内容は一体いかなるものか、ここで明らかにしていただきたい。朝日新聞の報ずるところによれば、朝海大使はこれについてわざわざ次のように弁解しておられます。「日韓兩國の問題を第三者である米國に伝えるのは、決して指示を仰いだり、韓國側への圧力を期待するためではな

確な決意を伺いたないのであります。(拍手)

向と方針が明らかにならない限り、日本政府もまたどう対処してよいのかからぬで、依然として、会談はこちらから打ち切る気はないとの一点張りでごまかすほかにない醜態をさらけ出しているのであります。(拍手)私は、池田首相が世界の大国をもつて任じられるのであるならば、米國の顔色をうかがうことなく、きぜんとして米國の對韓國政策の誤りを指摘し、日韓会談の即時打ち切りを今こそ内外に宣明するべきだと思ふが、どうか、首相の明

最後に、私は、それでもなお政府が会談の続行を固執するというのであれば、重大な疑惑を提起せすにはおれないのであります。

払いなど実質上の経済援助をほとんど進めてはありませんか。

一体、韓国の経済事情は今どうなっているのか。軍事政権下にあつて、悪性インフレはいよいよ高進し、外貨準備はほとんど底をつき、春の端境期には絶糧農家の続出は火を見るより明らかであります。ほとんど近代国家としての経済の形をなしていないというほかはあります。このような破産同様の韓国に対して、そろばんにさとい商社、業界の人たちが、なぜ先を争って経済進出を行なっているのか。当面の利益収奪を急ぎ、その元が取れないとなれば、すべて日本政府が林軍事情権との間にやみ取引した五億ドルで帳じりを見てもらえるという安易な気持ちに立っているのではないか。いわば韓国国民大衆と日本国民大衆の犠牲において五億ドルという国民の血税を食いつぶそうというからくりではないのか。

(拍手) そうであればこそ、林軍事情権が、いかにその反民主的、非合法的、ファッショ的様相を露骨にしようと、また、韓国がいかに政治的、経済的崩壊の道をたどろうとも、大平・金密約の五億ドルにしがみつかざるを得ないのではありますまいか。一体、この五億ドルがどぶに捨てる金にならないと

いう保障がどこにあるのか。また、林軍事情権を否定する新しい韓国の支配勢力が確立したときに、この五億ドルの約束はなお有効であるのか。どんな事態になつても、五億ドルだけは既成事実として残り、もしこの約束に変更ありとすれば、それは増額される変更ばかりということになるのではないかと。池田首相の明快な説明を願いたいのであります。

日韓会談は、今や、私どもが再三にわたつて警告した通り、民主主義と国民的利益を犠牲にして、ひたすら反共軍事体制の強化と、これに便乗した日本の経済進出以外の何ものでもないことが明らかにになりました。

私は、重ねてここに、会議の即時打ち切りを要求するとともに、もし大平外相に、真に日韓両国民の友好親善を求める誠意と一片の政治的良心ありとするならば、いさぎよくみずから進んで引責辞職すべきことを勧告して、質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕  
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

日韓両国の国交正常化は、日韓両国民大多數の熱望するところでございませう。従いまして、政府は、この民意に

沿うべく、できるだけ早い機会に正常化の実現に向かって邁進いたしておるのであります。およそ外交交渉は、そのときどきの合法政府を相手として話し合いを行なうべきでございまして、その合法政府が軍事情権なりやいなや、あるいは直接国民より選出された政府なりやいなやということは問うべきところではございませぬ。私はこの意味におきまして交渉を進めておるのであります。また、従来日本政府は、今年の夏に軍政が民政に移管することを条件として交渉しているではありません。これははつきり申し上げておきます。従つて、今軍事情権が延長云々の問題があつたから交渉を中絶する、やめるという考えは毛頭ございませぬ。

第二の御質問の、軍政に関する批判につきまして、いろいろ御質問がございまして、これは各自の自由でございませぬ。民政移管の方向に向かつていかなるいき方をもつて進んでいくかというところは、韓国自体の問題でございませぬ。われわれは韓国の事態を見守る必要がございませぬが、このことによつて一喜一憂すべきではないと思つております。

また、朝海大使と米政府との話し合いにつきまして、外務大臣よりお答えすることといたしますが、私は、日本政府独自の考えで日韓交渉を進めておるといふことをはつきり申し上げておきます。

なお、経済協力につきましての御質問でございますが、民間におきまして兩國の経済人が貿易交渉をしておるといふことは、通常の民間経済協力でございます。従つて、今問題になつておる請求権の解決方策として有償無償の供与をなすことは全然関係がございませぬ。われわれは、韓国のみに経済協力をしないといふべき筋合いのものではないに、どこの国ともできるだけ経済協力をすることが、日本の置かれた立場から当然のことと考えております。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕  
○国務大臣(大平正芳君) 朝海大使が、通常外交関係にある国々が関心を持っておる問題につきましての情報の交換でございまして、その一環にすぎないわけではございまして、アメリカ側の指示を求めたというような性質のものでは絶対ございませぬ。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上で緊急質問並びにこれに対する答弁は終わりました。

甘味資源特別措置法案(内閣提出)

砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貴君外二十六名提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定によりまして、内閣提出、甘味資源特別措置法案、及び、芳賀貴君外二十六名提出、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案の趣旨の説明を順次求めます。農林大臣重政誠之君。

〔国務大臣重政誠之君登壇〕

○国務大臣(重政誠之君) 甘味資源特別措置法案につきまして、その提案趣旨を御説明申し上げます。

甘味資源の生産の振興につきまして、昭和二十八年以来、ん菜生産振興臨時措置法に基づき、寒地におけるん菜の生産振興のための措置を講じてきたところであります。また、昭和三十四年には甘味資源自給力強化総合対策として、国内産糖製造事業の自立基盤を

確立するため、砂糖の関税及び消費税

官報(号外)

の振りかえを行なうとともに、日本てん菜振興会を設立して試験研究の拡充強化をはかる等の諸般の措置を講じてきたところであります。

寒地てん菜につきましては、近年天候その他の理由によつて若干停滞の気味にあるものの、今後の伸長を期待し得るものがあり、西南諸島における甘しや及び甘しや糖、でん粉を原料とするぶどう糖についても急速な生産の伸長があり、さらに暖地にあつてもてん菜作の導入の試みがなされてきているところであります。

この間にあつて甘味資源作物の導入がその農業経営の改善と農家所得の安定に果たした役割は、寒地てん菜にあつてはその耐寒性作物であることと畜産との有機的結合による輪作体系の合理化によつて、また、さとうきびにあつては他に対比すべきものがない主要な商品作物として、それぞれまことに大なるものがあつたと考えられるのであります。

従つて、今後におきましても、農業経営の改善と農家所得の安定のため、その地域における生産を振興することが必要とされる適地におきまして、これら甘味資源作物の生産を振興して参ることが必要であり、また、こ

れとあわせてその甘味資源作物を原料とする砂糖類製造事業につきましても、その健全な発展をはかるべきことは言ふを待たないところであります。

他方、農産物についても今後国内生産保護のための所要の措置を講じて可能なものについては、できる限りすみやかに輸入自由化を行なうことが要請されておりますし、また、消費者の立場を十分考慮することも必要であると考えられるのであります。

以上の諸点を十分配慮し、今後における甘味資源対策の基本として、本法案を制定いたしました適地におけるてん菜及びさとうきびの生産を振興するとともに、てん菜糖工業、甘しや糖工業及びぶどう糖工業の健全な発展をはかるため、所要の生産奨励、政府買入れ等の措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定及び国内甘味資源の国際競争力の強化に資するよう措置する所存であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、砂糖類並びにてん菜及びさとうきびについて農業基本法第八条の重要な農産物として、同条の規定によりその需要及び生産の長期見

通しを立て、これを公表することとし、たしてあります。

第二に、適地においててん菜及びさとうきびの重点的な生産の振興をはかることとし、その区域内の農業経営の改善をはかるため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域をてん菜生産振興地域またはさとうきび生産振興地域として農林大臣が指定し、指定を受けた地域を管轄する都道府県知事は毎年生産振興計画を立て、農林大臣の承認を受けなければならぬものとし、国は、その計画の実施に要する経費等につき必要な助成を行なうこととしてあります。

なお、農林大臣が生産振興地域の指定を行なうにあつては、関係都道府県知事の意見を聞き、また、都道府県知事からも指定の申し出をすることができることとしてあります。

第三に、生産振興地域の区域内における甘味資源作物の生産振興とてん菜糖工業及び甘しや糖工業の健全な発展を確保するため、その地域内における製造施設の設置及び変更につき、農林大臣の承認制をとることとしてあります。

第四に、政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において必要があるとき

きは、てん菜糖製造事業者及び甘しや糖製造事業者から、農林大臣が定める最低生産者価格を下らない価格で生産者から買入れられたてん菜またはさとうきびを原料として製造されたてん菜糖または甘しや糖を買入れることができざる制度を設けてあります。

なお、当分の間は、糖価の低落以外の特別の事由がある場合にあつても特に必要があるとき認めるときは、所要の政府買入れを行なうことができることとしてあります。

第五に、甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保をはかるため、砂糖の価格が著しく低落した場合において必要があるときは、ぶどう糖製造事業者からぶどう糖の政府買入れを行なう制度を設けてあります。

ぶどう糖の政府買入れにつきましても、当分の間は、糖価の低落以外の場合においても、ぶどう糖工業の合理化を促進するため特に必要があるとき、所要の政府買入れを行なうことができることとしてあります。

第六に、甘味資源に関する重要事項を調査、審議するため、農林省に甘味資源審議会を設置することとしてあります。

第七に、本法の附則によりまして、食糧管理特別会計法の一部を改正し、同会計に砂糖類勘定を設けて損益の明確化をはかることとしてあります。

以上がこの法律案の主要な内容でございます。

以上をもちまして甘味資源特別措置法案の趣旨説明といたす次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 法律案提出者芳賀貢君。

〔芳賀貢君登壇〕

○芳賀貢君 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案につき、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国における甘味資源といたしましては、てん菜を原料として製造したてん菜糖、甘しやを原料として製造した甘しや糖及び甘しよ、馬鈴しよを原料とするでん粉から製造したぶどう糖等でありますが、その生産量は、昭和三十七年度において、てん菜糖十六万トン、甘しや糖六万トン、ぶどう糖六万トンで、合計二十八万トンであり、これに沖縄で生産された甘しや糖十四万トンを加えても四十二万トンであり、国内需要量百六十五万トンの二五%にすぎ

す、毎年百二十万トン以上を輸入に依  
存している状態であります。

これら甘味資源のうち、てん菜糖に  
ついては、北海道における寒地農業の  
重要作物として昭和初年から奨励せら  
れ、砂糖の自給化政策の一環として、  
昭和二十七年には、てん菜生産振興臨時  
措置法が制定され、今日に至っている  
わけです。次に、甘しやの生産  
につきましても、奄美諸島及び沖縄に  
おける重要な作物であり、その農家所  
得の中に占める比重はきわめて大きい  
ものがあります。さらに、ぶどう糖の  
生産につきましても、甘しよ、馬鈴  
しょ生産農家の所得の安定のため、で  
ん粉需要の確保の見地からも大いに振  
興する必要があることは論を待たない  
ところであります。

政府は、昭和三十四年に甘味資源自  
給力総合対策を決定し、十一年後の昭  
和四十三年度における砂糖類の総需要  
量を百五十二万トンと推定し、てん菜  
糖については北海道三十万トン、府県  
十万トンで四十万トン、甘しや糖につ  
いては、奄美諸島六万トン、沖縄十四  
万トンで二十万トン、ぶどう糖につい  
ては十五万トンで、合計七十五万トン  
の生産目標を立て、自給度五〇%の達  
成を指向したのであります。

しかるに、その後、この長期計画の  
実施状況は不振をきわめ、すなわち、  
北海道のてん菜については、昭和三十  
七年度の計画面積五万三千ヘクタール  
に対し、作付面積は八三%の四万四千  
ヘクタールであり、てん菜糖の生産目  
標二十万トンに対し七〇%の十四万ト  
ンと大きく下回っている実情でありま  
す。また、府県のとん菜糖について  
は、三十七年度の生産目標十万トンに  
対し、一三%の一萬三千トンという状  
況であります。しかるに、国内におけ  
る砂糖類の需要の増加は著しく、三十  
七年度においては百六十五万トンに達  
し、長期計画による四十三年度の需要  
見込みの百五十二万トンをすでに大き  
く上回っている現状であり、今や長期  
計画そのものを全面的に改定すべき事  
態に直面しているのであります。

このよりの甘味資源の生産不振につ  
きましても、政府の長期計画の策定が  
ずさんであったことはもちろんござ  
います。この計画達成のための施策  
に積極性を欠き、ことに畑地改良等の  
生産基盤の整備の立ちおくれ、てん菜  
生産者価格の低価格、さらには国内糖  
業対策の不徹底等、政府の無為無策に  
基因するものと指摘せざるを得ないの  
であります。現に北海道においては、

原料の生産振興を度外視して、政治的  
な工場の過剰誘致が行なわれ、結果的  
には、製造業者は、原料不足による砂  
糖のコスト高で経営難に陥り、生産農  
家は、原料価格が安いため生産意欲が  
減殺されている実情であります。ま  
た、府県においても、政府の呼びかけ  
にこたえててん菜糖製造に乗り出した  
民間会社も、原料不足により、大分の  
てん菜工場のごときは操業中止のやむ  
なきに至り、生産農民及び会社の損失  
はもろろんのこと、暖地てん菜生産の  
前途に暗影を投じている状態であり、  
かかる結果を招来した政府の施策の失  
敗に国民の批判は精烈であります。政  
府としては十分反省せられるべきであ  
ります。

しかるに、最近における政府の甘味  
資源対策を見ると、輸入砂糖について  
は、現行の外貨制当制を廃して自由化  
の實施を急いでいる模様であります。  
砂糖の自由化について、政府の方針に  
は明確な根拠がなく、単に自由化率  
九〇%達成のため、甘味資源の保護対  
策を犠牲にするかの態度が濃厚であり  
ます。しかも、わが国の砂糖価格は世  
界最高の価格であり、その主たる原因  
は税の過重によるものであります。す  
なわち、砂糖一キログラム当たり関税

が四十一円五十銭、消費税二十一円を  
合わせて六十二円五十銭であり、この  
よりの国民食生活の安定を無視した政  
府の砂糖政策の誤りこそ、自由化以前  
に解決すべき重要な課題であります。  
翻って、欧米諸国における砂糖政策  
の現状を見ると、輸入を自由化してい  
る実例は全く少なく、あるいは政府輸  
入の制度をとり、あるいは輸入割当  
制、高率関税等の措置を講じ、国内甘  
味資源の生産の振興に対し強力な保護  
政策をもつて、国内自給度の向上に努  
めている実情であります。ことにイタ  
リアにおいては、第二次世界大戦直後  
の一九四六年のてん菜糖の生産量が二  
十七万トンであったのを、十一年後の  
一九五四年には百四十万トンの生産量  
に躍進させ、砂糖の自給化を完成した  
実績に徴しても、その国における政府  
の政策実行に取り組む熱意こそが生産  
発展の成否を制することが実証される  
のであります。

これに反して、政府の態度は、池田  
首相を初め、甘味資源生産振興につい  
ての対策及び砂糖類の安定について  
の明確な対策もなく、国内体制未整備  
のまま、いたすらに自由化だけを強  
行せんとする意図については、国民大  
衆の立場からも理解に苦しむところで

あります。わが党としましては、甘味  
資源の生産振興と糖業の発展を国の施  
策として積極的に進めるためには、砂  
糖の自由化は行なうべきでない旨を、  
ここに明らかにしておくものでありま  
す。

以上申し述べた現状と観点に立ち、  
今後の甘味資源対策を強力に進めるた  
めに、すなわち、砂糖類の需給及び価  
格を安定させるために、政府が砂糖の  
輸入を行なうとともに砂糖類を管理す  
ることとし、国内のてん菜及び甘しや  
の生産の振興、並びに糖業経営の健全  
化に必要な措置を講じ、もつて農業経  
営の改善と農家所得の安定をはかり、  
あわせて砂糖の自給度の向上と国民の  
食生活の安定に資するために、この法  
案を提出することとした次第でありま  
す。

次に、この法案の内容について概要  
を御説明申し上げます。  
第一は、砂糖類需給計画の策定であ  
りますが、農林大臣は、砂糖審議会に  
諮り、砂糖類の需給見通し、砂糖類の  
生産目標、てん菜、甘しや及びぶどう  
糖原料のてん粉の生産目標、砂糖類の  
輸入見通し等の重要事項について、毎  
五カ年を一期とする長期需給計画を定  
め、これに基づく毎年度の需給計画を

第一は、砂糖類需給計画の策定であ  
りますが、農林大臣は、砂糖審議会に  
諮り、砂糖類の需給見通し、砂糖類の  
生産目標、てん菜、甘しや及びぶどう  
糖原料のてん粉の生産目標、砂糖類の  
輸入見通し等の重要事項について、毎  
五カ年を一期とする長期需給計画を定  
め、これに基づく毎年度の需給計画を

第一は、砂糖類需給計画の策定であ  
りますが、農林大臣は、砂糖審議会に  
諮り、砂糖類の需給見通し、砂糖類の  
生産目標、てん菜、甘しや及びぶどう  
糖原料のてん粉の生産目標、砂糖類の  
輸入見通し等の重要事項について、毎  
五カ年を一期とする長期需給計画を定  
め、これに基づく毎年度の需給計画を

第一は、砂糖類需給計画の策定であ  
りますが、農林大臣は、砂糖審議会に  
諮り、砂糖類の需給見通し、砂糖類の  
生産目標、てん菜、甘しや及びぶどう  
糖原料のてん粉の生産目標、砂糖類の  
輸入見通し等の重要事項について、毎  
五カ年を一期とする長期需給計画を定  
め、これに基づく毎年度の需給計画を

昭和三十八年三月二十六日 衆議院会議録第十七号 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案についての考査委員の趣旨説明

具体的に定めて、施策の方向を明らかにして、これを公表することといたしております。

第二は、てん菜及び甘しやの生産振興についてであります。その生産条件が、てん菜または甘しやの栽培に適しており、農業経営の改善により生産が増大する見込みが確実であり、さらに製糖企業が成り立つだけの生産量を確保し得る見込みのあること等を考慮し、農林大臣は、都道府県の区域につき生産振興地域の指定を行なうものであります。次に、生産振興地域の指定を受けた都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会に諮り、生産振興計画を定め、農林大臣の承認を求めるとしてあります。

第三は、砂糖類の製造施設の承認制であります。現在の製糖工場は、原料不足等の理由から不安定な経営に陥っている状態であり、これら製造施設の合理化はもろんであります。設備が過剰とならないよう、原料の生産に即応し、施設の設置または変更につき、農林大臣の承認を要することといたしましたのであります。なお、ぶどう糖の製造施設についても、同様の承認を要することとしたのであります。

第四は、生産振興地域内において生産されたてん菜または甘しやの集荷及び販売については、生産者団体を通じて一元的に行なわれるよういたし、また生産者団体及び製造業者はこれらの事項につき契約を締結するようにしたのであります。

第五は、砂糖類の政府買入れの措置についてであります。国内産てん菜糖及び甘しや糖にあつては、砂糖製造業者の申し込みに応じて政府買入れを行なうことといたしております。またぶどう糖については、市価が低落してぶどう糖の生産の確保と価格安定のため、必要と認められる場合には政府買入れを行なうこととしてあります。

第六は、てん菜及び甘しやの生産者価格及び砂糖類の政府買入れ価格についてであります。まず、てん菜及び甘しやの生産者価格については、農業基本法に基づく選択的拡大の重要作物とみなして、生産者米価の算定と同様に生産費・所得補償方式に基づき生産者価格を定めて告示することといたしました。

次に、てん菜糖及び甘しや糖の政府買入れ価格については、てん菜または甘しやの生産者価格に、砂糖の製造

経費及び政府への売り渡しに要する経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。なお、ぶどう糖の買入れ価格については、農産物価格安定法に基づく甘しや、馬鈴しょでん粉の政府買入れ基準価格に所要の経費を加えた額を基準として定めることといたしております。

第七は、砂糖の政府輸入についてであります。政府は、毎年需給計画に基づき必要量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入は認めないことといたし、また関税については、政府輸入の立場からこれを免除することといたしております。

第八は、砂糖類の標準販売価格に国民食生活に及ぼす影響等を配慮して、標準販売価格の算定については、国産砂糖の生産費、家計費、物価事情等を参酌して価格を定め、告示することといたしました。なお、農林大臣は、糖価安定のために必要な勧告を行なうことができることといたしております。

第九は、砂糖類の政府売り渡しについてであります。政府は、需給計画に基づいて、その所有する砂糖類を売り渡すものとし、売り渡し予定価格に

ついては、標準販売価格を基準としてそれぞれの砂糖について定めることといたしております。

第十は、助成措置についてであります。国は毎年、予算の範囲内で生産振興地域の都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の助成を行なうこととし、また、砂糖類の製造施設の設置につきましても、必要な資金の融通のあつせんを行なうものとしたしました。

第十一は、砂糖審議会等の組織についてであります。甘味資源の生産振興及び砂糖類の需給計画に關し、てん菜等の生産者価格、砂糖類の政府買入れ価格及び砂糖の標準価格の決定等に關する重要事項を調査、審議するため、農林省に砂糖審議会を設置することといたしております。また、甘味資源の生産の振興対策及び原料の集荷、販売等に関する重要事項について調査、審議するため、生産振興地域の都道府県に甘味資源生産振興審議会を設置することといたしました。

第十二は、行政機構等についてであります。本法案の円滑な運用をはかるため、食糧庁に砂糖所管部の新設及びこれに伴う定員の確保を行なうための農林省設置法の改正、砂糖類の政府

管理に伴い砂糖類管理助成を設けるための食糧管理特別会計法の改正、政府が砂糖の輸入を行なうため関税免除の整備を行なうことといたしております。

第十三は、この法律は昭和三十八年四月一日から施行することといたしております。

以上、本法律案の提案の趣旨とその内容の概略を申し述べた次第でございます。(拍手)

甘味資源特別措置法案(内閣提出)及び甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外二十六名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告がありますから、これを許します。東海林稔君。

〔東海林稔君登壇〕

○東海林稔君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案説明のありました内閣提出、甘味資源特別措置法案について、總理並びに關係大臣に対し、

若干の質疑をいたさんとするものであります。

まず、総理にお伺いします。

第一に、貿易の自由化についてであります。甘味資源振興対策がまだ確定せず、さらには、その振興のめどもつかないままに砂糖の自由化を行なおうとする、その真意はどこにあるのか、まずこの点を伺いたしたのであります。わが党といたしましては、ただ単なる自由化率九〇%の達成のための犠牲として砂糖の自由化をする、このようにしか今の政府の態度からは考えられないのでございます。砂糖の自由化による利益をいかに政府は考えておるのであります。消費者に対し低廉な砂糖を供給するということは、現在の世界糖価の現状ではなかなか期待し得ないのではないかと考えるのであります。すなわち、昨年初めまでポンド二セント六十ないし七十であったものが、生産の減少で七セントにも高騰しておるのであります。かかる現実を見ると、野放しに自由化するよりは、国内産糖の育成をはかり糖価の安定をはかることこそ、消費者、国民大衆へのサービスではないかと考えられるのであります。これに対する総理の所信をまずお伺いいたします。

次に、自由化の前提として、国内甘味資源の生産振興対策を確立すること。政府はたびたび言明して参つておられますが、今後における砂糖の需要量をいかに考へ、また、これに対する国内生産をどこまで持つていこうとする考へであるのか、この点も明らかにしていただきたいのであります。昔間依るところでは、自民党では、三十八年度を初年度として、十年後の四十七年度において国内甘味資源の半分以上を自給する、こういふつもりであるように聞いておるわけでございます。はたしてそうでございますか。現在の国内自給度を見ますと、総需要量百六十五万トン、国内産糖四十二万トンで、自給率は二五%にも達してないわけでございます。農業基本法に基づき政府の農産物の需要と生産の長期見通しによりますと、北海道でん菜の生産量は、昭和四十六年度で二百六万トンと見込まれ、歩どまり一四%として産糖高が三十万トン。これに、三十四年の長期計画通りにいくとしたら、府県でん菜十萬トン、ぶどう糖十五萬トン、甘しや糖二十萬トンを加えた国内の総生産は七十五萬トンであります。他方、需要の見通しは、四十六年度で二百二万ないし二百二十

六万トン、こうなっておるわけであり。国内生産で半分を確保するとするならば、約百万トンの生産を要するわけでありますが、これに対する政府の具体的な施策はどのように考へておられるのであります。単に机上計画は一応りつぱでありましても、その実行はなかなか容易でないものでありまして、これまでの実績を見ましても、たとえば昭和三十四年度にきめた甘味資源総合対策の今日までの経過を見ましても、実績が何ら上がっておらぬといふことがはつきりとしたしておるわけでございます。

さらに、最も哀れな例は暖地ビートでございます。政府はやたらに奨励の太鼓をたたいたわけでありますが、その施策がきわめて不徹底であり、かつ間違つておりましたために、御承知のよう、昨秋は大部分でん菜工場は操業を中止するのやむなきに至つております。てん菜耕作農民はこのために非常に迷惑をこうむつたことは御承知の通りでございます。しかも、このような農民の困惑を目の前にしながらも、政府は何らこれに対しての善後措置を講じておらないのでございます。私どもをして言わしむれば、このような政府の態度は、拱手傍観して暖地てん菜の自然消滅を待つておるかのごとくに思われてならないのであります。この点でも、まさに農民の農政に対する不信はますます高まつておるのでございます。

第三にお伺いしたいのは、国内産甘味資源振興対策についての財源措置についてでございます。わが党は、輸入砂糖を国家管理とし、その際関税を免除し、その財源を生産振興に充当するといふような考へ方のもとに、先ほど提案説明にもありましたようなわが党の案を出しておるわけでありませんが、政府は一体いかなる財源措置を講ずるつもりであるのであります。新聞紙等によりますと、消費税の一部、つまりキロ当たり五円、総額七十五億円を充当する、こゝういふように政府と与党との間で了解があるといふやうなふうにも伝えられておりますが、これは事実でありますかどうか。また、法案にはこれらの点については明確にされておらないのでありますが、将来いかなる形でこれを保証するつもりでありますか、そゝういふ点も伺いたないのであります。また、特にこの際明らかになってきたのは、もしこの七十五億を充てるといふ場合は、この財源の用途は、甘味資源の生産振興に充当するのか、また糖価安定の財源にも充たされるのか、それらの点を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

第四に、現在国際糖価は非常に高騰いたしておりますが、政府は、今後における国際糖価をいかに考へ、そゝうして消費者家計の安定のために国内における糖価水準をどの程度に置く考へてありますか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。わが党としては、生産振興対策財源の伴わない、中身の空手形の法案には期待ができませんのでございまして、以上の四点を総理からまず明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、農林大臣にお伺いいたします。第一点は、北海道におけるビートの生産計画並びに工場の新設計画についてでございます。政府は、いろいろと世間に批判がありますやうな経過をもつて、新設工場をつくらせました。しかし、今日までの経過を見ますと、工場はできたが、原料はない。そして、経営者は赤字で悩むし、生産農民はビートの価格がきわめて低いために生産費を償えない、非常に困つておるといふやうな現状がはつきりとして出ておるわけでございます。今後この工場

と所要原料とをマッチした計画を進めて、生産の安定と同時に工場経営の安定を期するという点においてどのよう

るのであります。このようなことでは、実際に四月二十日にてん菜の生産者価格を告示することは事実上できない、こういふふうにいわざるを得ない

と同時に、国内甘味資源の保護をし、農家の経営の安定と改善をはかりたい、これがその理由であるのであります。

が、何も七十五億円出すときまっておられません。私は、砂糖価格の低廉安定と農家の所得確保、こういふ点から適当な金額をそのつど食管会計に入れま

すという方向に向かつて、あるいは土地改良をやりますとか、あるいはペーパーボットの使用を奨励いたしますとか、あらゆる方法を講じましてその生産量をふやして、十分に工場に原料が供給できるようにいたしたいと考えております。

第二の点は、今回ぶどう糖を重要農産物として指定しておるわけでござい

な法案の提出遅延を来たしたその責任に對して、どのように考えておるか、この点を明らかにしていただきたいと思つてござい

除き得ると確信いたしておるのであります。

の生産計画はどうかというお話でございますが、これは、甘しよにいたしまして、馬鈴しよにいたしまして

す。それから、第二は、甘しよ、馬鈴しよ、でん粉等についての生産計画、この生産計画はどうかというお話でございますが、これは、甘しよにいたしまして、馬鈴しよにいたしまして

官報(号外)

今後農民にとりましてもきわめて重要な問題でございますので、この際その考え方を明らかにしていただきたいと思つてござい

【國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こうい

【國務大臣(重政誠之君) お答え申し上げます。第一点は、北海道のビート製造工場の新設を認可する方針はどうか、こう

【國務大臣(重政誠之君) お答え申し上げます。第一点は、北海道のビート製造工場の新設を認可する方針はどうか、こう

【國務大臣(重政誠之君) お答え申し上げます。第一点は、北海道のビート製造工場の新設を認可する方針はどうか、こう

【國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こうい

【國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こうい

【國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こうい

【國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こうい

【國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こうい



きめる問題につきましては、できるだけ農家に不便を与えないようにしたい、ある程度のお話を農家にもいたしたい、私はこういふふうに考えておる次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 質疑は終了いたしました。

地方選挙の公明を期する決議案

(青木正君外二十六名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、青木正君外二十六名提出、地方選挙の公明を期する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方選挙の公明を期する決議案を議題といたします。

地方選挙の公明を期する決議案  
右の議案を提出する。

昭和三十三年三月二十六日

提出者

青木 正外二十六名

賛成者

安倍晋太郎外三百八十三名

地方選挙の公明を期する決議

公明な地方選挙は、地方自治発展の前提であるばかりでなく民主政治確立の基礎である。

よつて政府は、今回の地方選挙に際し、いつそ選挙の公明を期するよう万全の措置を講ずるとともに、買収、養応等の悪質選挙違反に對しては、きびしくこれを取締り、選挙公正の実をあげるべきである。右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。青木正君。

「青木正君登壇」

○青木正君 私は、ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる地方選挙の公明を期する決議案につき、提案者を

代表いたしましたして、提案の理由を申し上げます。決議案文を朗読いたします。

地方選挙の公明を期する決議案

公明な地方選挙は、地方自治発展の前提であるばかりでなく民主政治確立の基礎である。

よつて政府は、今回の地方選挙に際し、いつそ選挙の公明を期するよう万全の措置を講ずるとともに、買収、養応等の悪質選挙違反に對しては、きびしくこれを取締り、選挙公正の実をあげるべきである。右決議する。

「拍手」

申し上げるまでもなく、地方選挙が公明に行なわれることは、地方自治発展の前提であるばかりでなく、わが国民主政治確立の基礎であります。公明な選挙により、住民の真実の意思が自由に表示されることによつて真の地方自治が実現されるものと存じます。

今回の統一地方選挙につきましても、都道府県知事の選挙がすでに去る三月二十三日告示されて選挙に突入り、引き続き都道府県議会議員、市町村長、さらには市区町村議会議員の選挙が行なわれることになっております。これにより全国で約四万八千の公

職者が選ばれ、今後四カ年間にわたるわが国地方自治のない手が決定されるのであります。まことに重要な選挙といわなければなりません。しかし、今回と同様な統一地方選挙は、今回をもって三たび行なわれることになりました。選挙の規模は、前々回、すなわち、昭和三十年の統一選挙の改選者は五万八千余、前回、すなわち、昭和三十三年の改選者は四万六千余であります。これらの選挙における違反件数は、前々回二万三千八百余件、関係人員三万六千九百九十余名、前回三万一千七百余件、人員五万六千六百余名となつており、前回は前々回に比し、件数において三割三分増、人員において七割七分増と、著しく違反の増加を示しているのであります。なかんずく市町村長選挙においては、二倍半の増加を示したのであります。

わが国に選挙制度が採用されてからすでに七十年余となります。選挙の公明化は長い間の国民の念願でありまして、各方面においてこれが実現にあらゆる努力が続けられておりますが、以上の数字が示すごとく、選挙の実態は今なお公明選挙の理想に遠いものがあります。もとより、公明選挙の実現は一

朝一夕になし遂げられるものではありません。政府を初め関係各方面のたゆまざる努力と国民の試練の積み重ねに待たねばならぬことは言うまでもありません。

本院におきましても、前回の衆議院総選挙が行なわれる直前、すなわち、昭和三十三年十月、全会一致をもって選挙の公正に関する決議を行なつたのであります。今回もまた統一地方選挙に際し、重ねて選挙公明化の決議を行なわんとするゆえんであります。

すなわち、ここに、われわれは統一地方選挙に際し、各党各派一致して公明化の実をあげるに最善を尽くさんとするものであります。国民の各位もまた主権者たる自覚を新たに、清く、正しく、明るく選挙が行なわれるよう強く期待するものであります。同時に、政府におきましても、今回の地方選挙が公明に行なわれるよう、有権者はもとより、候補者、運動員に對して公明選挙の趣旨の徹底をはかるとともに、選挙違反については厳正公平に取り締まりを行ない、選挙公明化の実効を期し、万全の措置を講ぜられんことを要するものであります。

なお、選挙法は選挙のルールを定めたものであります。従つて、一般に

は、それ自体社会悪でないことも、選挙運動では罰せられることがあり得るのであります。このため、往々にして不用意のうちに違反に陥るおそれもなしとしないのであります。よって、取り締まり当局においては、単に事後における事犯の摘発にのみ重きを置くことなく、事前においても違反を犯さぬよう警告を発する等、注意を喚起するほどの親切さがなければならぬと存じます。

以上、簡単に本決議案の趣旨を御説明申し上げました。何とぞ全会一致御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告があります。これを許します。太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案になりました地方選挙の公明を期する決議案について、賛成の意見を申し述べたいと思っております。

「三党代表じゃないか」と呼び、その他発言する者あり」  
 ○議長(清瀬一郎君) 太田君、三党代表との声があります。

○太田一夫君(続) 私は、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党、三党を代表いたしました。賛成の意見を申し述べたいと存じます。(拍手)

民主政治発展の歴史は、選挙の公明化発展の歴史であり、国民の選挙に対する期待の大小とともに、国家、国民の盛衰、興亡の歴史ともなるものであります。国民が選挙を期待し、それに大いなる希望をかけることはしあわせでありましたが、選挙が支配者の権力のための儀式であったり、国民の失望と悪徳のばつこを誘発することがときものであるときは、国民にとっては救いがたい不幸が訪れたこととなったのであります。

政治が正常であるためには、選挙が正しく行われ、政治上の争いはすべて選挙に向かつて公明に集中されることが必要であります。また、世論は率直に選挙に反映し、選挙の結果はそのまま民意を公正に代表するということになるべきであります。しかるに、累年の願望にもかかわらず、国民の選挙に寄せる期待はなお大きく育つに至らず、無関心に沈滞する多数の脱落者や、腐敗墮落の上に跳梁する多くの悪徳者を輩出しておることは、まことに

に残念千万と申さなければなりません。(拍手)  
 今日このときにあたり、私たちは目前に統一地方選挙の実施を控え、地方自治の発展と地方住民の繁栄、幸福のために腐敗選挙の断固たる肅正決議を行ない、積極的な公明選挙推進の決意と覚悟を固めますことは、わが国民主政治発展のために大いなる意義と価値とを認むべきことであると信じます。この際、われわれは、虚心坦懐に、過去の選挙のたびごとに数を増してきた悪質違反の種々相を反省し、国民の負託と期待とにそむいたこれらの恥ずべき事例をきびしく追及し、もつて天地の間何ものにも恥じぬ公明正大なる選挙の行なわれ得る方策を立てるべきであります。

世に、買収、供応、公務員現職者の地位利用等、悪質きわまる事前運動のうわさしきりであり、まことに目に余るものがあるにもかかわらず、選挙管理委員会も取り締まり当局も、いたずらに奔命に疲れ、手の出しようもないと評されておることなど、国家の面目、国民の不幸、これに過ぐるものはないといふべきでありましょう。

それにつけても、われわれは、先国会において、選挙制度審議会の重要な

答申、すなわち、政治資金の規正、連座制強化、高級公務員立候補制限等々を口辞を設けて骨抜きとしてしまったことを、反省とさんげの建前において思い出さねばなりません。いたずらに罰則を強化したり、選挙を暗くするとは排さねばなりません。選挙を明るく公正に行なうという大目的をそらはしては相ならぬのであります。すなわち、事前の運動ますます激しく、その性質一段と悪質化して、買収供応等の事例跡を断たないのは、われわれが選挙資金についてきびしい規正を行なわず、その運動のあり方について究明を怠り、後援会活動を野放し同様にしたあやまちに基づくことを悟るべきだと思います。(拍手)

さらにも、公務員等の地位利用の選挙運動の禁止をせつかく規定しながら、その趣旨、目的に徹底し得ず、過ぐる参議院選挙のたつた一度の実施のみにて、にわかになその威力におそれを持たせんとするがごとき動きを生じ、その禁止の効果を半減せしめるがごとき解釈を行ない、地位利用の規制の内容という通達の中において、禁止除外行為を列挙したというがごときは、無用の蛇足であるばかりでなく、

かえって法の精神を曇らせるものであり、時節柄、公明選挙推進の見地から見ても当を得ざるものであったのではないかと、この際、率直に考え直してみることが必要なのではないかと思ふのでございます。

人間の欲望はいつの時代にも変わりはない。選挙はまさに食うか食われるかの一本勝負であることから、選挙に勝たんがために手段を選ばぬ悪らつな行爲が繰り返されてきた現実を顧みるとき、英断もって選挙の理想を高く掲げ、それに支障あるものは一切排除するという決意と対策を確立すべきであります。

進歩する人間と社会は、選挙の公明化を願う切なる心を抱いておるのであります。この正しく、すぐれた世論とその背景をなす国民の期待を、またしても破るような愚を繰り返したくはありません。民主政治に対する信用を高める道は、候補者と政党とが真に選挙の意義に目ざめ、進んで違反絶滅に努力を傾注し、国民大衆の信頼にこたえる選挙を行なうことでもあります。法がそれを許すがごときであつても、良心が許さぬ道はとらず、ましてや、合法法、非合法すれのことき選挙運動は断固として行なわず、また、行なわ

は、無用の蛇足であるばかりでなく、

しめず、敢に戒めるの決意を固めるべきであります。そのためにも、選挙管理委員会は、より一そうに活発な活動を展開しなければなりません。抽象的にして具体性を欠くスローガンの発表や、単なる棄権防止運動などにとどまるがごときことあつては、選挙管理委員会はその使命を忘却したといわれても抗弁の余地はないでありましょう。国民や選挙運動関係者にそれぞれそのつと具体的な事例について善悪、可否の判断、指導を行なう気がまよと用意をなすべきであります。選挙管理委員会が公明選挙推進の中心母体となることを特に強く要請いたしましたのであります。

すでに統一地方選挙の期間に突入をいたしました。お互いのこの選挙の公明化に寄せる熱意と決意が、日本の民主政治の発展と地方住民のしあわせに大きく寄与することを願つて、私の賛成討論といたす次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論は結局いたしました。

採決いたします。  
本案を可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は全会一致可決いたしました。(拍手)

この際、篠田自治大臣から発言を求められております。これを許します。  
自治大臣篠田弘作君。

〔国務大臣篠田弘作君登壇〕

○国務大臣(篠田弘作君) 政府として、たゞいま本院において議決されました決議を尊重いたしました。このたびの地方選挙が公明に行なわれるよう、一そうの努力をいたす所存でございます。(拍手)

日程第一 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、鉾山保安監督署の設置に關し承認を求めの件

○議長(清瀬一郎君) 日程に入ります。

日程第一、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、鉾山保安監督署の設置に關し承認を求めの件を議題といたします。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、鉾山保安監督署の設置に關し承認を求めの件

右 國会に提出する。

昭和三十三年三月十五日  
内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、鉾山保安監督署の設置に關し承認を求めの件

別紙

名	稱	位	置
夕張鉾山保安監督署		夕張市	
岩見沢鉾山保安監督署		岩見沢市	
滝川鉾山保安監督署		滝川市	
釧路鉾山保安監督署		釧路市	
飯塚鉾山保安監督署		飯塚市	
田川鉾山保安監督署		田川市	
直方鉾山保安監督署		直方市	
佐賀鉾山保安監督署		佐賀市	
佐世保鉾山保安監督署		佐世保市	

理由

石炭鉾山の保安の確保に關する現地監督体制の整備確立を図ることの緊要性にかんがみ、今國會に通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案を提出したが、この法律の施行に伴い、札幌鉾山保安監督局に夕張鉾山保安監督署ほか三鉾山保安監督署を、福岡鉾山保安監督局に飯塚鉾山保安監督署ほか四鉾山保安監督署を設置する必要があるからである。

署の設置に關し承認を求めの件

通商産業省設置法第三十五条による鉾山保安監督署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、國會の承認を求め。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長上林山榮吉君。

〔議長退席、副議長着席〕  
〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上林山榮吉君登壇〕

○上林山榮吉君 たゞいま議題となりました地方自治法第五十六条第六項

の規定に基づき、鉾山保安監督署の設置に關し承認を求めの件につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、石炭鉾山の保安を確保し、災害を防止するためには、現地監督組織を整備拡充することが最も効果的であると従来から指摘されてきたのであります。よつて、今回、札幌鉾山保安監督局管内の夕張、岩見沢、滝川及び釧路に、福岡鉾山保安監督局管内の飯塚、田川、直方、佐賀及び佐世保にそれぞれ鉾山保安監督署を設置し、鉾山保安の万全を期せんとするものであります。

本件は、去る三月十六日当委員会に付託され、三月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑を行ない、同日、採決に付しましたところ、全会一致をもって承認すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改正する法律案、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

道路交通法の一部を改正する法律案、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

法律案、右両案を一括して議題といたします。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬一郎殿

道路交通法の一部を改正する法律

目次中「第七節 緊急自動車等(第三十九条―第四十一条)」を「第七節 緊急自動車等(第三十九条―第四十一条の二)」に、「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二条―第六十三条)」を「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二条―第六十三条の二)」に、「第三節 雇用者等(第七十四―第七十五条)」を「第三節 雇用者等(第七十四―第七十五条の二)」に、「第一章の二 高速自動車(第七十五―第七十七条)」を「第一章の二 高速自動車(第七十五―第七十七条の二)」に、「第二章の二 交通方法(第七十五―第七十七条)」を「第二章の二 交通方法(第七十五―第七十七条の二)」に、「第三章の二 運転者(第七十五―第七十七条)」を「第三章の二 運転者(第七十五―第七十七条の二)」に改める。

法等の特例に改める。  
第十五条の九)「  
第二十条第四号中「道路標識及び道路標示」を「道路標識又は道路標示」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。  
七の二 高速通行路 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ)のもつぱら自動車の高速通行の用に供する部分を含む。」  
第六十条第一項中「著しく停滞したことに道路」の下に「(高速自動車国道及び自動車専用道路(道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ)を除く)」を加える。  
第七十条第三項中「その他の事情により道路」の下に「(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く)」を加え、「道路における」を「当該道路における」に改める。  
第九十条第二項中「第二十条第一項の下に」若しくは第七十五条の四第一項」を加える。  
第十四条第二項中「耳がきこえない者」の下に「及び政令で定める程度の身体の障害のある者」を加える。  
第十六条に次の一項を加える。  
第三 この章の規定のうち交差点における交通に係る規定は、高速通行路にある交差点に入ろうとする自動車又は高速通行路にある交差点を通行する自動車については、適用しない。

第十九条中「メートルをこえる道路」の下に「(高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く)」を加える。  
第二十条第一項中「基準により、」の下に「道路(高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く)」を加え、同条第二項中「車両は、」の下に「前項の」を、「かかわらず、」の下に「同項の」を加え、同条第三項中「認めるときは、」の下に「第一項の」を加える。  
第二十四条第一項を削り、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「(第四十条第二項中「前項以外の場所」の下に「(高速通行路を除く)」を加える。  
第四十一条に次の一項を加える。  
4 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車(もつぱら道路の維持、修繕等のために使用する自動車)で政令で定めるものをいう。以下第七十五条の九において同じ)については、第十七条第三項、第十九条、第二十条第二項及び第三項並びに第六十九条の規定は、適用しない。  
第三章第七節中第四十一条の次に次の一条を加える。  
第四十一条の二 交差点又はその附近において、消防用車両(消防自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。  
2 前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両(緊急自動車及び消防用車両を除く)は、当該消防用車両の進行を妨げてはならない。  
3 第三十九条第一項及び第三項の規定は、消防用車両について準用する。  
4 消防用車両については、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第二項、第三十四条第一項から第三項まで並びに第四十条第一項の規定は、適用しない。  
(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条)  
第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。  
第三章第十二節中第六十三条の次に次の一条を加える。  
(装置不良車両の運転の禁止等)第六十三条の二 第六十二条に規定するもののほか、自動車又は原動機付自転車の使用者その他当該車両の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により定められた消音器その他の騒音防止装置又はばい煙等

の発散防止装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため他人に著しい迷惑を及ぼすおそれがある自動車又は原動機付自転車(以下この条において「装備不良車両」という)を運転させ、又は運転してはならない。

2 警察官は、前項の装置不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査することができる。

3 前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両(以下この条において「故障車両」という)については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

4 前条第三項から第八項までの規定は、前項の故障車両について準用する。この場合において、同条第三項前段中「道路における危険を防止する」とあるのは、「他人に及ぼす迷惑を防止する」と読み替へるものとする。

(罰則) 第一項については第百二十条第一項第十一号、同条第二項、第百二十二条、第百二十三条、第二項及び第三項については第百二十条第一項第十一号

の二 第四項については第百二十一 条第一項第九号

第六十九 条を次のように改める。  
(最低速度の遵守)

第六十九 条 自動車の運転者は、第二十四 条の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により徐行する場合は、法令の規定により徐行する場 合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、同条の規定に 基づき公安委員会が定める最低速 度に達しない速度で自動車を運転 してはならない。

第七十一 条第二号中「若しくは耳 がきこえない者を」と、耳がきこえな い者若しくは第十四 条第二項の規定 に基づく政令で定める程度の身体の 障害のある者」に改め、同条第三号 を次のように改める。

三 歩行者が横断歩道により道路 の左側部分(当該道路が一方通 行となつていているときは、当該道 路)を横断し、又は横断しよう としてゐるときは、当該横断歩 道の直前で一時停止し、かつ、 その通行を妨げないようにする こと。

第七十二 条の付記中「第十二号」を 「第十一号の二」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。  
第四章の二 高速自動車国道等 における自動車の交通方法等 の特例

第一節 通則

(通則)

第七十五 条の二 高速自動車国道及 び自動車専用道路における自動車

の交通方法等については、前四章 に定めるもののほか、この章の定 めるところによる。

(危険防止等の措置)

第七十五 条の三 警察官は、道路の 損壊、交通事故の発生その他の事 情により高速自動車国道又は自動 車専用道路において交通の危険が 生じ、又は交通の混雑が生ずるお それがある場合において、当該道 路における危険を防止し、その他 交通の安全と円滑を図るためやむ を得ないと認めるときは、必要な 限度において、その現場に進行し てくる自動車の通行を禁止し、若 ししくは制限し、又はその現場にあ る自動車の運転者に対し、道路法 第四十七 条第一項の規定に基づく 政令の規定にかかわらず路肩を通 行すべきことを命じ、若しくは第 三章第一節、同章第六節若しくは この章に規定する自動車の通行方 法と異なる通行方法によるべきこ とを命ずることができる。

(罰則) 第百十九 条第一項第十 二号の二)

第二節 自動車の交通方法 (通行区分)

第七十五 条の四 公安委員会は、高 速自動車国道については、政令で 定める基準により、その左側部分 の高速通行路に二の車両通行区分 帯を設けなければならない。

2 自動車は、高速通行路において は、追越しをする場合又は道路の 状況その他の事情によりやむを得 ない場合を除き、左側の車両通行 区分帯を通行しなければならない。

3 自動車は、高速通行路において 追越しをするときは、右側の車両 通行区分帯を通行しなければならない。

(罰則) 第二項及び第三項につ

いては第百二十 条第一項第三 号、同条第二項、第百二十二 条) (最低速度)

第七十五 条の五 自動車は、高速通行 路を通行する場合の最低速度は、 政令で定める。

2 公安委員会は、高速通行路の区 間を指定し、当該高速通行路の区 間を通行する自動車について、前 項の規定に基づく政令で定める最 低速度に達しない最低速度を定め ることができる。この場合におい て、公安委員会は、当該道路の管 理者の意見をきかなければならな い。

(横断等の禁止) 第七十五 条の六 自動車は、高速通 行路又は自動車専用道路において は、横断し、転回し、又は後退し てはならない。

(罰則) 第百二十 条第一項第二 号、第百二十二 条)

(高速通行路に入る場合における 優先関係)

第七十五 条の七 自動車(緊急自動 車を除く)は、高速通行路に入ろ うとする場合において、当該高速 通行路を通行する自動車があると きは、当該自動車の進行を妨げて はならない。

2 緊急自動車以外の自動車は、緊 急自動車が高速通行路に入ろうと しているときは、当該緊急自動車 の進行を妨げてはならない。

(罰則) 第百二十 条第一項第二 号、第百二十二 条)

(停車及び駐車等の禁止)

第七十五 条の八 自動車は、高速自 動車国道又は自動車専用道路にお いては、法令の規定若しくは警察 官の命令により、又は危険を防止 するため一時停止する場合は、な いか、停車し、又は駐車してはな らない。ただし、次の各号のいづれ かに掲げる場合においては、この 限りでない。

一 駐車のために供するため区画さ れた場所において停車し、又は 駐車するとき。

二 故障その他の理由により停車 し、又は駐車することがやむを得 ない場合において、路肩に停 車し、又は駐車するとき。

三 乗合自動車が、その属する運 行系統に係る停留所において、 乗客の乗降のため停車し、又は 運行時間を調整するため駐車す るとき。

四 料金支払いのため料金徴取所 において停車するとき。

2 第五十一 条の規定は、自動車か 前項の規定に違反して駐車してい ると認められる場合について準用 する。

(罰則) 第一項については第百 二十 条第一項第六号、第二項に ついては第百十九 条第一項第三 号)

(緊急自動車等の特例)

第七十五 条の九 緊急自動車又は第 四十一 条第三項の総理府令で定め るもつぱら交通の取締りに従事す

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 道路交通法の一部を改正する法律案外一案

六三四

る自動車については、第七十五条の四第二項の規定は、適用しない。

2 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車については、第七十五条の四第二項及び次条の規定は、適用しない。

第三節 運転者の義務  
(最低速度の遵守)  
第七十五条の十 自動車の運転者は、高速通行路においては、法令の規定により徐行する場合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、第七十五条の五第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

(罰則) 第二百二十条第一項第十(罰則) 第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速通行路において当該自動車を運転することができなくなつたときは、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを明りよに表示するとともに、当該自動車を高速通行路以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速通行路において当該自動車を運転することができなくなつたときは、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを明りよに表示するとともに、当該自動車を高速通行路以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

十二の二 第七十五条の三(危険防止等の措置)の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者  
第二百二十条第一項第二号中「又は第四十条(緊急自動車の優先)を、第四十一条の二(消防用車両の優先)第一項若しくは第二項、第七十五条の六(横断等の禁止)又は第七十五条の七(高速通行路に入る場合における優先関係)に改め、同項第三号中「又は第四十三条(指定場所における一時停止)を、第四十三条(指定場所における一時停止)又は第七十五条の四(通行区分)第二項若しくは第三項」に改め、同項第六号中「第四十七条(停車の方法)の下に」又は第七十五条の八(停車及び駐車)の禁止」を、同項第十一号を次のように改める。

十一 第六十三条の二(装置不良車両の運転の禁止等) 第一項の規定に違反した者  
第二百二十条第一項第十一号の次に次の二号を加える。  
十一の二 第六十三条の二(装置不良車両の運転の禁止等) 第二項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは検査を妨げたる者又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた者  
十一の三 第七十二条(交通事故の場合の措置) 第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十一の三 第七十二条(交通事故の場合の措置) 第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

第二百二十条第一項第十二号を次のように改める。  
十二 第七十五条の十(最低速度の遵守)の規定に違反した者  
第二百二十条第二項中「又は第八号」を、「第八号又は第十一号」に改める。

第二百二十一条第一項第九号中「第六十三条(車両の検査等)第七項」の下に「第六十三条の二(装置不良車両の運転の禁止等) 第四項において準用する場合を含む。」を加える。  
第二百二十二条第一項及び第二百二十三条中「第十号」を「第十号、第十一号」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条第一項中「消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自転車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならぬ。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。」を削り、同項の次に次の一項を加える。  
消防車の優先通行については、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の七第二項の定めるところによる。

第二十六条第一項中「消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自転車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならぬ。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。」を削り、同項の次に次の一項を加える。  
消防車の優先通行については、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の七第二項の定めるところによる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十日  
参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 清瀬一郎殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律  
(消防組織法の一部改正)  
第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「災害の下に」を削除し、及びこれらの災害を加える。  
第四条第三号中「失火犯の捜査」を「失火の調査」に改め、同条第四号中「失火犯の捜査技術」を「失火の調査技術」に、「捜査員」を「調査員」に改め、同条第五号中「消防職員の下に」(第十二条第一項に規定する消防職員をいう。第四号の四第二項及び第九条第四号において同じ)を加え、同条第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十 災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)

第一条中「災害の下に」を削除し、及びこれらの災害を加える。  
第四条第三号中「失火犯の捜査」を「失火の調査」に改め、同条第四号中「失火犯の捜査技術」を「失火の調査技術」に、「捜査員」を「調査員」に改め、同条第五号中「消防職員の下に」(第十二条第一項に規定する消防職員をいう。第四号の四第二項及び第九条第四号において同じ)を加え、同条第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十 災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)

に基づく地方公共団体の事務で消防に係るものに関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項  
第四号中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。  
十六 市町村の行なう救急業務の基準の研究及び立案に関する事項  
第十五条の四を第十五条の七とし、第十号から第十五条の三までを次のように改める。

第十号 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。  
第十一条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。  
第十二条 消防本部及び消防署に適當な階級の消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という)を置く。  
消防職員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。  
第十三条 消防本部の長は、消防長とする。

第十号 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。  
第十一条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。  
消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。  
第十二条 消防本部及び消防署に適當な階級の消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という)を置く。  
消防職員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。  
第十三条 消防本部の長は、消防長とする。

消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第十四条 消防署の長は、消防署長とする。

消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

第十四条の二 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第十四条の三 消防長は、政令で定める資格を有する者のうちから市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

第十四条の四 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

消防吏員の階級並びに訓練、札式及び服制に關する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第十五条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外

においても行動することができ

第十五条の二 消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

第十五条の三 消防団の長は、消防団長とする。

消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第十五条の四 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第十五条の五 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第十五条の六 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、札式及び服制に關する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第十七条第二項を次のように改める。

特別区の消防長は、都知事が任命する。

村との連絡及び市町村相互間の連絡協議を図るほか」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに關する事項

第二十条中「勸告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に關する事項について指導し、助言を与え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができ

る」を「対して助言を与え、勸告し、又は指導を行なうことができる」に改める。

第二十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

市町村は、必要に応じ、消防に關し相互に応援するように努めなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の四を」第十五条の七に、「並びに水防法」を、「水防法」に改め、「水防に従事した者に係る損害補償」の下に「並びに災害対策基本法(昭和三十

六年法律第二百二十三号)第八十条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償」を加える。

第十条中「又は水防に従事した者」を、「水防に従事した者又は応急措置の業務に従事した者に、」

「葬祭補償又は打切補償」を「又は葬祭補償」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に消防本部及び消防署のいずれも置いていない市町村又は消防本部若しくは消防署のいずれかを置いている市町村で、改正後の消防組織法(以下「新法」という)第十条の規定により消防本部及び消防署を置かなければならないものは、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して四年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、消防本部及び消防署又は消防署若しくは消防本部を置かないことができる。

3 この法律の施行の際現に置かれていない消防本部、消防署又は消防団は、新法第十一条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく条例により置かれたものとみなし、当該消防本部、消防署又は消防団の位置、名称、管轄区域又は区域は、これらの規定に基づく条例により定められたものとみなす。

4 改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一条(災害対策基本法第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に關する部分に限る。)及び第十条の規定は、昭和三十一年四月一日以後において発

生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

○副議長(原健三郎君) 委員長長の報告を求めます。地方行政委員長永田亮一君。

「報告書は会議録追録に掲載」

○永田亮一君 たいだいま議題となりまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、道路交通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、高速自動車国道法に基づく高速自動車国道として名神高速道路の一部が近く供用を開始されることに伴い、高速自動車国道における自動車の交通方法等の特例について定めること、最近の道路交通事情の変化にかんがみ、歩行者の保護について一そ

りの徹底をはかること、並びに消防用車両の優先通行、装置不良車両の運転の禁止等に關する規定を整備すること等により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるうとするものであります。

本案は、参議院先議で、三月十一日当委員会に本付託となり、三月十二日篠田国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來熱心に審査を進め、特に昨二十五日は、審査の万全を期するため、直接現地におもむき、名神高速自動車国道の実情をもつぶさに調査いたしました。その詳細は會議録によつて御承知いただきたいと存じます。

本日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一には、消防組織法の改正であります。その大要は、防災の重要性にかんがみ、災害の防除を消防の任務として明確に規定するとともに、災害対策基本法に基づく地方公共団体の消防事務について、国、地方を通ずる連絡を緊密にするなど、消防庁の所掌事務について補足を行ない、また、市町村の消防体制の充実強化をはかるため、一定規模以上の市町村には消防本部及び消防署の設置を義務づけることとしたほか、都道府県は、市町村との連絡及

び市町村相互間の連絡協力をはかることを明らかにするなど、都道府県の消防に関する所掌事務について規定の整備をはかるものであります。

第二には、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の改正であります。すなわち、災害対策基本法の規定に基づき、市町村長等が災害に対する応急措置を実施するため、市町村の住民等とその業務に従事させた場合における死亡その他の事故に対しても、同基金法によつて損害補償を行なうこととするものであります。

本案は、参議院先議でございます。三月二十日日本委員会に本付託となり、三月二十二日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。その詳細は會議録に譲ります。

本二十六日、質疑を終了、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十八年一月二十九日  
内閣総理大臣 池田 勇人

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

理由

政府は、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の友好関係を強化し、かつ、両国間の通商関係を拡大するため、昭和三十七年十一月十四日にロンドンで、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及びその不可分の一部をなす署名議定書に署名調印し、同時に日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易関係に関する第一議定書及び日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易に関する第二議定書に署名調印した。よつて、この条約及び関連議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、両国間に存在する友好の関係を維持し、及び強化することを希望し、相互の貿易及び通商関係を一層円滑にし、かつ、拡大することを希望し、並びに

それぞれ国民及び会社が公正かつ衡平な待遇を引き続き享受することを認めることを希望して、通商、居住及び航海条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国駐在  
日本国特命全権大使  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(以下「連合王国」といふ。)



外務大臣

ヒューム伯爵

商務大臣 下院議員

フレデリック・ジェームス・

エロール

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される締約国の領域は、

- (a) 連合王国に関しては、グレート・ブリテン及び北都アイルランド連合王国及び第三十二条の規定に従いこの条約が適用される領域とし、
- (b) 日本国に関しては、日本国の領域とする。

第二条

この条約において、「領域」とは、締約国に關し、この条約が適用されるその締約国の領域をいう。

(1) 「国民」とは、

- (a) 自然人をいう。
- (b) 連合王国に關しては、

すべての連合王国及び植民地の市民、連合王国が國際關係について責任を負う領域のすべての市民並びにすべての英國保護民をいう。ただし、それぞれの場合に、第三十二条の規定に基づきこの条約を適用することができるときは適用しない領域に属する者を除く。

(c) 日本国に關しては、すべての日本国民をいう。

(3) 「船舶」とは、

(a) 連合王国に關しては、この条約が適用される連合王国の領域内の港で登録されたすべての船舶をい、

(b) 日本国に關しては、日本國籍の証明のため日本国の法令により要求される書類を備えているすべての船舶をいう。

(4) 「会社」とは、

(a) 自然人以外の権利能力を有するすべての者をいう。

(b) 締約国に關しては、この条約が適用されるその締約国の領域において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての会社をいう。

(c) 他の国に關しては、その国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての会社をいう。

第三条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国の領域への入国、当該領域内における居住及び当該領域からの出国に關して、他の外国の国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

(2) 一方の締約国の国民で適法に他方の締約国の領域内にある者は、当該領域内においていづれの場合にも自由に旅行することができ、このため旅行証明書又は旅行許可書を取得することを要求されない。

い。もつとも、この規定は、一方の締約国が自国の領域内におけるいづれかの場所又は地域への立入り、許可された者によるものに限

定することを妨げるものと解してはならない。ただし、このようない制限を行なうにあつては、他方の締約国の国民に対し、当該一方の締約国又は他の外国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

(3) 一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に居住することを許される者が当該領域内に居住するに關する条件は、その者に入国許可又は居住許可が与えられる時に課され、かつ、それが課される時にその者に知らされるものとし、その後は、それを一層制限的にするようには変更しないものとする。

(4) (1)及び(3)の規定に適合して課される条件の下において、一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内にあるものは、当該領域内において、他の外国の国民よりも不利でない条件で、あらゆる適法な雇用、自由職業、事業又は生業に従事することを許される。

第四条

一方の締約国の国民は、他方の締約国の領域内において、軍隊、民間防衛隊又は警察におけるすべての強

制的役務、すべての種類の強制的労働並びにすべての司法上、行政上及び地方公共上の業務(陪審員に關する法令により課されるものを除く。)の強制的遂行を免除されるものとする。当該国民は、また、前記の役務又は業務の遂行に代わるすべての金銭又は物資の納付を免除されるものとする。

第五条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国の領域内において、良心の自由及び信仰の自由を与えられる。これらの権利の行使にあたり、当該国民は公衆の道徳又は公の秩序に反しない限り、宗教上の儀式を行なうことができる。当該国民は、宗教上の目的のため、建築物を造営し、かつ、維持する自由を有する。ただし、これらの建築物は、同種の建物に一般的に適用される法令に適合しなければならぬ。これらの建物は、尊重されなければならず、法の正当な手続による場合を除くほか、立ち入り、又は搜索してはならない。

(2) 一方の締約国の国民は、また、他方の締約国の領域内において、死亡登録並びに埋葬及び火葬に關する一般法令並びに当該領域の当局が定める無差別的な衛生上又は医療上の要件に従うことを条件として、埋葬又は火葬のために設置され又は維持される適当かつ便利な場所、その宗教上の慣習に従い、死者を埋葬し又は火葬することを許される。

第六条

(1) 一方の締約国の会社は、他方の締約国の領域内において、すべての種類の事業(金融業、商業、工業、銀行業、保険業、海運業及び運送業を含む。)を行なうこと並びにこの目的のため支店、代理店、事務所、工場その他その事業の遂行のため適当な施設を設置し及び維持することに關するすべての事項について、他の外国の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

(2) いずれの一方の締約国も、いづれの領域においても、他方の締約国の会社の事業遂行の条件として、その会社の理事、高級事務職員、技術者、職業的コンサルタント、監事又は株主の国籍に關し、他の外国の会社に適用される要件よりも制限的な要件を課してはならない。

第七条

(1) 一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、その身体及び財産に対する不測のかつ完全な保護及び保障を享有する。

(2) 一方の締約国の国民で、刑事訴訟に關連して又は他の理由によつて、他方の締約国の領域内において当局により抑留されたものは、自己が抑留された理由を不当に遅滞することなく通告される。そのように抑留されている間、その者は、相当なかつ人道的な待遇を受け、また、その財産は、法の正当

な手続によらなければ処分されな  
い。

(3) 一方の締約国の国民及び会社で  
他方の締約国の領域内において犯  
罪につき訴追されたものは、他方  
の締約国の国民及び会社又は他の  
外国の国民及び会社と同一の条件  
でかつこれと同一の限度におい  
て、その裁判に関する権利及び特  
権で当該領域の法令に基づいて認  
められるすべてのものを享有する  
ものとする。これらの国民及び会  
社は、不当に遅滞することなく公  
開の裁判を受ける権利を有する。  
ただし、この規定は、国家の安  
全、公共の安全、公の秩序若しく  
は公衆の道徳のため又は児童及び  
青少年の保護のために、裁判の全  
部又は一部を非公開とすることを  
禁ずるものではない。

(4) 一方の締約国の国民及び会社  
は、自己の権利の確認、行使又は  
擁護のため、他方の締約国の領  
域内において、当該他方の締約国の  
国民及び会社又は他の外国の国民  
及び会社が従う条件よりも不利で  
ない条件で、裁判所、審判機関及  
び行政機関に審査を求め申立てを  
行なう権利を有する。いかなる場  
合にも、一方の締約国の国民又は  
会社が当事者である他方の締約国  
の領域内における訴訟その他の手  
続については、不当に遅滞するこ  
となく、審理が行なわれ、かつ、  
決定がなされるものとする。

(5) 一方の締約国の国民及び会社  
は、他方の締約国の領域における  
訴訟その他の手続に関し、その手

続において弁護人又は代理人とし  
て行動する資格のある者の中から  
自己が選んだ弁護人又は代理人を  
用いる自由を有する。前記の規定  
を害することなく、これらの国民  
及び会社は、他方の締約国の国民  
及び会社又は他の外国の国民及び  
会社に与えられる待遇よりも不利  
でない待遇を享受する。

(6) 一方の締約国の国民は、刑事訴  
訟を除くほか、他方の締約国の領  
域内の裁判所又は審判機関におけ  
るすべての手続において、その裁  
判所又は審判機関が承認する通訳  
にその裁判所又は審判機関の手続  
を当該国民が理解することができ  
る言語に通訳させ、また、その手  
続の用語以外の言語により当該国  
民がみずから行ない又は当該国民  
のために行なわれる口頭の陳述、  
証言又は弁論をその手続の用語に  
通訳させる自由を有する。

(7) 一方の締約国の国民に対し他方  
の締約国の領域内の裁判所におい  
て刑事訴訟が行なわれる場合にお  
いて、当該国民は、訴訟手続の用  
語に対する知識が訴訟手続を理解  
する上に不十分であるときは、妥  
当な経費が支払われることを留保  
して、通訳に訴訟手続を当該国民  
が理解することができる言語に通  
訳させる権利を有する。ただし、  
裁判所が訴訟手続のいずれかの部  
分の通訳を正義に反することなく  
省略することができると認め、か  
つ、当該国民又はその弁護人が異  
議を申し立てない場合は、この限  
りでない。いかなる場合にも、訴

訟手続の用語以外の言語による口  
頭の陳述、証言又は弁論は、妥当  
な経費が支払われることを留保し  
て、通訳により、訴訟手続の用語  
に通訳される。

(8) この条に定めるすべての事項に  
つき、一方の締約国の国民及び会  
社は、他方の締約国の領域内にお  
いて、当該他方の締約国の国民及  
び会社又は他の外国の国民及び会  
社に課される支払とは別個の又は  
それよりも重い支払を行なうこと  
を要求されない。さらに、一方の  
締約国の国民は、他方の締約国の  
領域内において、他方の締約国の  
国民又は他の外国の国民と同一の  
条件でかつこれと同一の限度にお  
いて、無料の法律扶助及び訴訟費  
用の免除の利益を受けることがで  
きる。

第八条

(1) 一方の締約国の国民及び会社  
は、他方の締約国の領域内におい  
て、当該領域で施行されている法  
令により定められた条件及び手続  
によらない限り、租税又はこれに  
関連する要件を課されることはな  
い。

(2) 一方の締約国の国民及び会社  
は、他方の締約国の領域内におい  
て、同一の状況にある当該他方の  
締約国の国民及び会社が課される  
租税又はこれに関連する要件とは  
別個の又はそれよりも重い租税又  
はこれに関連する要件を課される  
ことはない。

(3) 一方の締約国の国民及び会社で  
租税に関し他方の締約国の領域に  
おける居住者でないものは、当該  
領域内の施設でそれらの者の事業  
活動に用いられているものに歸せ  
られる所得に関し、当該他方の締  
約国の国民及び会社で租税に関し  
当該領域における居住者であるも  
のが同様の所得に関し課される租  
税又はこれに関連する要件とは別  
個の又はそれよりも重い租税又は  
これに関連する要件を課されるこ  
とはない。

(4) (3)の規定は、一方の締約国の領  
域に関し、当該一方の締約国が、  
他方の締約国の国民で租税に関し  
当該一方の締約国の領域における  
居住者でないものに対し、当該一  
方の締約国の国民で租税に関し当  
該領域における居住者であるもの  
に対して与える租税に関する人的  
控除、救済及び軽減と同一のもの  
を与えることを義務づけるものと  
解してはならない。

(5) (4)の規定を留保して、一方の締  
約国の国民及び会社は、他方の締  
約国の税務当局及び税務審判機関  
の取扱いにおいて、当該他方の締  
約国の国民及び会社に与えられる  
待遇及び保護よりも不利でない待  
遇及び保護を享受する。

(6) この条に掲げるすべての事項に  
ついて、一方の締約国が他方の締  
約国の国民及び会社に与える待遇  
は、他の外国の国民及び会社に与  
えられる待遇よりも不利なもの  
であつてはならない。

(7) (6)の規定は、いずれか一方の締  
約国の領域内において他の外国と  
の二重課税の回避及び脱税の防止  
のための協定によつてのみ与えら  
れる租税に関する特別の利益に  
は、適用されない。

(8) この条において「租税」とは、  
すべての種類の租税をいう。

第九条

一方の締約国の国民及び会社が、  
他方の締約国の領域内において、所  
有し、賃借し、又は占有している住  
居、事務所、倉庫、工場、店舗その  
他のすべての建物及びその敷地は、  
尊重されなければならない。法令に  
より定められ、かつ、当該他方の締  
約国の国民及び会社に適用される条  
件及び手続によらない限り、これら  
の建物及びその敷地は、立ち入り、  
又は捜索してはならず、また、これ  
らの内にある物件は、押収し、検査  
し、又は没収してはならない。

第十条

(1) 一方の締約国の国民及び会社  
は、他方の締約国の領域内におい  
て、他の外国の国民及び会社に適  
用される条件と同一の条件で、動  
産、不動産又はこれらに関する利  
益を取得することを許される。

(2) 一方の締約国の国民及び会社  
は、他方の締約国の領域内におい  
て、他方の締約国の国民及び会社  
又は他の外国の国民及び会社に適  
用される条件と同一の条件で、動  
産、不動産又はこれらに関する利  
益を所有し、及び処分することを  
許される。

(3) 一方の締約国の国民及び会社は、

他方の締約国の国民及び会社又は他の外国の国民及び会社に適用される条件又は制限とは別個のもの又はそれよりも重いものでない条件又は制限に従うことを条件として、他方の締約国の領域から

(a) 当該一方の締約国の国民及び会社の動産を移転すること及び (b) 当該一方の締約国の国民及び会社に属する動産、不動産又はこれらに関する利益の充得金を移転すること

(4) 内国民待遇の許手に関する(2)の規定は、いづれか一方の締約国の領域の航空機登録簿に航空機を登録する条件について、適用があるものと解してはならない。

(5) この条の規定は、一方の締約国が、いづれかの領域内において、船舶又は船舶に関する利益を取得し、所有し、又は処分することを制限することを妨げるものと解してはならない。

第十一条

一方の締約国の国民及び会社がこの条約に基づき他方の締約国の領域内において事業を行なう権利を有するいかなる場合においても、これらの国民及び会社は、直接に、若しくはその選んだ代理人を通じて、又はこれらの経路を併用して、この権利を他の外国の国民及び会社と同程度に行使する権利を有する。

第十二条

(1) 一方の締約国の領域内において、他方の締約国の領域内において、その領域の法令に基づいて新会社を設立することに關し、他の外国の国民及び会社が享受している待遇よりも不利でない待遇を享受する。

(2) 一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、その領域の法令に基づいて商工会議所又は類似の団体を設立すること及びその会員となることに關し、他方の締約国の国民及び会社が享受している待遇よりも不利でない待遇を享受する。

(3) いずれの一方の締約国も、いづれの領域内においても、他方の締約国の国民及び会社に關し、当該一方の締約国の会社の理事、高級事務職員、技術者、職業的コンサルタント、監事又は株主の国籍につき、他の外国の国民及び会社に適用される要件よりも制限的な要件を課してはならない。

(4) 一方の締約国の会社であつて、他方の締約国の国民又は会社により、それに関する利益の過半が所有され又は直接に若しくは間接に支配されているものは、この条約で取り扱われるすべての事項に關し、当該一方の締約国の会社であつて、他の外国の国民及び会社により、それに関する利益の過半が所有され又は直接に若しくは間接に支配されているものに与えられている待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第十三条

一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、外国資本又は外国技術の導入に關し、他の外国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受する。

第十四条

一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、自己の財産、権利及び利益に影響を及ぼし若しくは自己が利益を有する他方の締約国の会社の財産、権利及び利益に影響を及ぼす徴発(軍費用である)及び非軍費用であるとを問わないう、処分、制限又は取用の措置に關し、衡平な待遇を受け、また、これらの措置に對し、迅速、適当かつ効果的な補償を受けるものとする。前記の規定を害することなく、この条で取り扱われているすべての事項に關し、一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社又は他の外国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受する。

第十五条

すべての種類の関税及び課徴金であつて、輸入若しくは輸出に關し、若しくはそれらに關連して課され又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転に關して課されるものに關し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に關し、並びに輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続に關し、一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の国民及び会社又は他の外国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受する。

第十六条

(1) すべての種類の関税及び課徴金であつて、輸入若しくは輸出に關し、若しくはそれらに關連して課され又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転に關して課されるものに關し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に關し、並びに前記の事項に關連するすべての規則及び手続に關し、一方の締約国がいづれかの領域内において他の外国を原産地とする産品又は他の外国に仕向けられる産品に對して与えるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品(いづれかの場所から到着したかを問わない)又はその領域に仕向けられる同様の産品に對し、与えられるものとする。

(2) この条、第十七条及び第十八条の規定の適用上、次に掲げるものは、一方の締約国の領域を原産地とする産品とする。

(a) 当該一方の締約国の船舶によつて採捕された魚類、鯨その他の天然の海産物 (b) 海上において当該一方の締約国の船舶内で魚類、鯨その他の天然の海産物から生産され又は製造された産品

(1) 一方の締約国の領域を原産地とする産品(いづれかの場所から到着したかを問わない)の他方の締約国の領域への輸入については、他

第十七条

の外国を原産地とする同様の産品の輸入についてひとしく適用されない禁止、制限、規則又は手続を課し、又は維持してはならない。

(2) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域への産品の輸出については、他の外国への同様の産品の輸出についてひとしく適用されない禁止、制限、規則又は手続を課し、又は維持してはならない。

(3) 両締約国は、それぞれ自国の領域内で産品の輸入又は輸出につき禁止又は制限を実施する限り、輸出入の許可に關して次のことを確保するため、その権限内のすべての措置を執ることを約束する。

(a) その許可を受けるため満たさなければならぬ条件及び従わなければならない手続は、一般の公衆が知ることができような方法で迅速に公表すること。 (b) 許可証の発給の方法は、できる限り簡単かつ不変であること。 (c) 申請の審査及び申請人に対する許可証の発給は、できる限り遅滞なく行なうこと。 (d) 許可証の発給の制度は、許可証の取引が防止されるようなものであること。このため、いづれかの者に対し発給される許可証は、許可を受けた者の名が記載されたものであり、かつ、他の者が利用することができないようなものであること。

(4) 一方の締約国の領域内において、 (a) 他方の締約国の領域を原産地とする産品の輸入又は

昭和三十三年三月二十六日 衆議院會議録第十七号

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めめるの件

(b) 当該他方の締約国の領域への  
 産品の輸出  
 に関して、割当てが行なわれ又は許可証が発給されるに先だつて満たさなければならぬ条件又は従わなければならぬ手続は、他の外国の場合に割当てが行なわれ又は許可証が発給されるに先だつて満たさなければならぬ条件又は従わなければならぬ手続よりも重いものであつてはならない。

(5) 前諸項に定める一般的規則は、いずれか一方の締約国による次のいずれかの措置の採用を妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的な方法で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 麻薬類の国際管理に関連する国際協定で当該締約国が当事国であるものの範囲に属する麻薬類の取引の規制のために執られる措置

(c) 関税及び貿易に関する一般協定の締約国団に提出されかつ同締約国団によつて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は同締約国団に提出されかつ同締約国団によつて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従つて執られる措置

(1)、(2)及び(4)の規定は、一方の締約国が国際通貨基金の加盟国であるときは、当該一方の締約国が、いかなる領域内においても、他方の締約国の領域からの輸入を制限し又は同領域以外の領域へ輸

出を振り向けるための措置を、經常的国際取引のための支払及び資金移動に対し国際通貨基金協定に基づいて当該時に課することができる制限と同等の効果を有するよりな方法で、執ることを妨げるものではない。ただし、この規定に基づいて執られる措置は、他方の締約国の商業上若しくは経済上の利益に対し不必要な損害を与え又は他の外国と比較して当該他方の締約国に対し恣意的な若しくは不当な差別待遇の手段となるよりな方法で、適用してはならない。

(7) いずれの一方の締約国も、いずれか一方の締約国の産品を輸入し又は輸出する者がその産品をいずれか一方の締約国の保険業者の海上保険に付することを妨げる差別的措置を執つてはならない。

第十八条

(1) 両締約国は、内国税その他の内国税課税と、産品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼす法令及び要件と、特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用を要求する内国の数量的規則とは、国内生産に保護を与えるように輸入産品又は国内産品に適用してはならないことを認める。

(2) 一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、他方の締約国の領域又は他の外国を原産地とする同様の産品に直接に又は間接に課されるいずれかの種類の内国税その他の内国税課税よりも高額の内国税その他の内国税課税を、

直接にも間接にも、課してはならない。

(3) 一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、産品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、他方の締約国の領域又は他の外国を原産地とする同様の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならぬ。この規定は、もつぱら輸送手段の経済的運用上、産品の原産国別にはよらないで、異なつた国内輸送料金を適用することを妨げるものではない。

(4) いずれの締約国も、特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用に關する内国の数量的規則であつて、その適用を受ける産品の特定の数量又は割合が自国の領域又はいずれかの外国を原産地とすることを直接に又は間接に要求するものを設定し又は維持してはならない。

(5) (1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、商業的再販売のため又は商業的販売を目的とする貨物の生産に使用するため購入されるのではなく政府の使用のため購入される産品の政府機関による調達を規制する法令又は要件には、適用しない。

(6) (1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、いずれかの締約国がその領域内の生産者のみに対して補助金を交付することを妨げるものではない。この補助金には、(1)、(2)、(3)及び(4)

の規定に適合して課される内国税又は内国税課税の収入のうちから生産者に対して交付される交付金及び政府による国内産品の購入を通じて与えられる補助金が含まれる。

(7) (1)、(3)及び(4)の規定は、映画フィルムの上映に關する法令又は要件に關しては適用しない。ただし、この場合、一方の締約国の領域を原産地とする映画フィルムは、他方の締約国の領域内において、他の外国を原産地とする同様のフィルムに与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。

(8) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域への輸出に向けられる産品には、他の外国への輸出に向けられる同様の産品に直接に又は間接に課されるいずれかの種類の内国税その他の内国税課税よりも高額の内国税その他の内国税課税を、直接にも間接にも、課してはならない。

第十九条

(1) この条約のいかなる規定も、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約の規定又はその後に改正されたその規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を免れさせるものと解してはならない。

(2) 前項の規定を害することなく、一方の締約国の国民及び会社は、

他方の締約国の領域内において、工業所有権の保護に關し、当該他方の締約国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第二十条

(1) 一方の締約国の船舶は、特に、次に掲げる権利を有するものとする。

(a) 他方の締約国の領域内において、国際間の通商及び航海に開放されているすべての港、水域及び場所自由に出入する権利

(b) 両締約国の領域においても他の場所においても同様に、旅客及び積荷を得るために競争し、かつ、これらを輸送する権利

(2) 前項に掲げるすべての事項に關するすべての事項について、一方の締約国の船舶並びにその旅客及び積荷は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の船舶、旅客及び積荷又は他の外国の船舶、旅客及び積荷に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。当該一方の締約国の船舶並びにその旅客及び積荷は、当該他方の締約国の船舶、旅客及び積荷又は他の外国の船舶、旅客及び積荷に与えられるすべての権利、自由、特典、特権、免除及び除外を与えられるものとし、また、それらの船舶、旅客及び積荷に關して同様の状況において課される関税、課税金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金

とも別個の又はそれよりも重い関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金を課されることはない。

(3) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶がいずれか一方の締約国の領域若しくは他の地域への又はそれらの領域若しくは地域からの旅客又は積荷の輸送に参加することを妨げるような方法で、為替制限を行なつてはならない。

(4) 両締約国は、自国の領域内の海港の使用に対して課されるすべての手数料及び課徴金並びにその海港のすべての条例及び規則が実施されるに先だちその適切な公表を行なうこと並びに各海港で港務当局が前記の手数料及び課徴金の一覧表並びに前記の条例及び規則の写しをすべての関係者による閲覧のために開放しておくことを確保しなければならない。

(5) この条の規定は、内水航行又は沿岸貿易には適用しないものとす。もつとも、

(a) 一方の締約国の船舶であつて、他方の締約国の領域における沿岸貿易若しくは内水航行の範囲外の場所への又はその場所からの貿易に従事するものは、その場所への若しくはその場所からの通し切符を所持する旅客又は通し船荷証券を有する積荷の沿岸貿易若しくは内水航行の範囲内にある二港間の輸送に従事することができる。ただし、当該船舶は、当該他方の締約国の領域の法令に従つて、前記の

輸送を認める許可を得なければならぬ。また、

(b) 一方の締約国の船舶は、沿岸貿易若しくは内水航行の範囲外の場所で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又はその場所へ向けられる旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内をいづれかの港から他の港に航行することができる。

第二十一条

(1) 一方の締約国の船舶が荒天その他の理由によりやむを得ず他方の締約国の領域内に避難するものは、当該他方の締約国の船舶又は他の外国の船舶に対し同様の状況において課される関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金よりも高額の関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金を支払うことなく、当該領域内において修理を行ない、すべての必需品を調達し、及び再び出航する権利を有する。

(2) 一方の締約国の領域内において他方の締約国の船舶が難破し、座礁し、遭難し、又は救援作業を必要としているときは、その船舶は、次の権利を有する。

(a) 当該一方の締約国が自国の船舶又は他の外国の船舶に対して与えるすべての援助及び保護を受ける権利

(b) 当該船舶が必要と認められる作業をいかなる国籍の救助用その他船舶にも依頼する権利

(c) 必要な場合には当該船舶の積荷、設備その他の積載物を陸揚げし、又は積み替える権利。これらの積荷、設備その他の積載物が当該一方の締約国の領域内における使用又は消費のため引き渡された場合を除くほか、これらのものにつき、関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金を支払わなければならない。ただし、当該領域の当局は、適当と考える場合には、これらの物品に関して歳入の保護のため担保を要求することができる。

(3) 前諸項の規定は、航行に対する障害若しくは危険となり若しくはなるおそれがある一方の締約国の船舶又はその部分品若しくはその船舶から回収された財産の除去又は売却を許可する他方の締約国の法令の適用からその船舶を除外するものではない。ただし、一方の締約国の船舶は、他方の締約国の領域内において、前記の法令に基づき、当該他方の締約国の船舶又は他の外国の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。

(4) 一方の締約国の船舶、その部分品又はその積荷、設備その他の積載物が救上げられた場合には、それらの船舶、その部分品若しくはその積荷、設備その他の積載物又は、売却されたときは、その代金は、他方の締約国の法令により定められた期間内に請求がなされることを条件として、所有者又はその代理人に引き渡さなければならない。

ばならない。当該所有者又はその代理人は、当該船舶及びその積載物の保存に要した経費並びに救助手数料その他の経費の支払を行なわなければならない。ただし、これらの手数料及び経費は、同様の状況において当該他方の締約国の船舶又は他の外国の船舶に関して支払われる手数料及び経費よりも高額であつてはならない。

第二十三条

(1) この条約のいかなる規定も、千九百二十三年十一月三日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約の規定、千九百五十二年十一月七日にジュネーブで署名された商標見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約の規定又はその後改正されたこれらの条約の規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を免れさせるとは解してはならない。

(2) 前項の規定を害することなく、一方の締約国がいづれかの領域内において他の外国に与える商業旅行者、商品見本及び広告資料に関するすべての便宜又は特権は、他方の締約国に与えられるものとする。

(1) 人、手荷物及び貨物並びに船舶その他の輸送手段は、一方の締約国の領域を横切るそれらの通行が、積替え、倉入れ、荷分け又は輸送方法の変更を伴うかどうかを問わず、その締約国の国境外から

始まり国境外に終わる全行程の一部にすぎないときは、その領域を横切る通過を行なつていゝものとす。この種の運送は、この条において「通過運送」という。

(2) 一方の締約国の領域に向かい又はそこから来る通過運送に対しては、国際通過に最も便利な経路によつて他方の締約国の領域を通過する自由が与えられなければならない。人の国籍、船舶の国籍、原産地、出発地若しくは仕出地、入国地、出国地若しくは目的地若しくは仕向地に基づき又は貨物若しくは船舶その他の輸送手段の所有に關する事情に基づく差別は、設けてはならない。

(3) 締約国は、自国の領域を通過する手荷物及び貨物並びに船舶その他の輸送手段について、適当な税関で手続を執らなければならないこととする。ことができる。

(4) 一方の締約国の領域を通過して他方の締約国の領域に向かい又はそこから来る通過運送は、関係関税法令を遵守しなかつた場合を除くほか、その法令の遵守を確保するため必要な最小限度をこえて遅延させ又は制限してはならず、また、輸送料金又は通過に伴う行政的経費若しくは提供された役務の費用に相当する課徴金を除くほか、関税及びすべての通過税その他通過に關して課される課徴金を免除される。

(5) 一方の締約国が他方の締約国の領域に向かい若しくはそこから来る通過運送について課し又は施行するすべての課徴金又は規則は、

昭和三十三年三月二十六日 衆議院會議録第十七号

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めめるの件

その運送の条件を考慮した合理的なものでなければならぬ。

(6) 各締約国は、通過に關するすべての課徴金、規則及び手続に關し、他方の締約国の領域に向かい又はそこから来る通過運送に對して、他の外国に向かい又はそこから来る通過運送に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならぬ。

(7) 一方の締約国は、他方の締約国の領域を通過してきた手荷物及び貨物に對し、その手荷物及び貨物がその領域を通過しないで原産地から仕向地へ輸送される場合に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならぬ。もつとも、いずれの一方の締約国も、直接運送が特恵税率を受ける資格の条件であるときは、この条約の署名の日に存在する直接運送の要件をいづれの領域に關しても維持することができる。

(8) この条の規定は、いづれの一方の締約国に對しても、いづれかの領域への入国を禁じられている者にその領域の通過を認めることを義務づけるものではなく、また、貨物に關しては、いづれの一方の締約国に對しても、通過の便宜の濫用を防止するため必要な又は公衆道徳若しくは人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するため必要な無差別的措置を執ることを妨げるものではない。

第二十四条  
この条約のいかなる規定も、千九百二十三年九月二十四日にジュネーブで署名された仲裁条項に關する議定書、千九百二十七年九月二十六日

にジュネーブで署名された外国仲裁判断の執行に關する条約又はこれらの条約を修正し若しくは補足する多数国間の協定の規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に對して負う義務を免れさせるものと解してはならぬ。

第二十五条

(1) この条約のいかなる規定も、千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に關する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の規定又はその後改正されたその規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に對して負う義務を免れさせるものと解してはならぬ。

(2) 前項の規定を害することなく、いづれの一方の締約国も、貨物が他方の締約国のいづれかの領域内で生産され又は製造されたことを示す表示が虚偽のもの又は誤認のおそれのあるものであるときは、その表示の使用に關し、いづれの領域においても、適当な民事上の救済措置を講ずるものとし、また、詐欺の場合においては、適当な刑罰を課するものとする。

第二十六条

この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に關する一般協定又はそれを修正若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有し又は有することがある権利義務を害するものと解してはならない。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、國際通貨基金協定に基づきいづれの一方の締約国の義務にも影響を及ぼすものではなく、また、同基金が特定の為替制限を行なうことを、締約国に對し、特に認め又は要請する場合に、その特定の制限の実施を妨げるものではない。

第二十八条

他の外国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることに關するこの条約のすべての規定は、そのような待遇を、要請を待たずかつ代償なしに、即時にかつ無条件で、与えなければならぬことを意味するものと解されるものとする。

第二十九条

(1) この条約のいかなる規定も、次の待遇、特恵又は特権の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。  
(a) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約(以下「平和条約」といふ。)第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者にのみ日本国がいづれかの時に与える待遇、特恵又は特権

(b) 平和条約第三条に掲げる地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる状態が存続する限り、それらの地域にのみ日本国がいづれかの時に与える待遇、特恵又は特権

(2) この条約のいかなる規定も、連合王国のいづれかの領域が、次に掲げる領域のうち一又は二以上のものにのみ、いづれかの時に与える待遇、特恵又は特権の享受を要求する権利を、日本国に對し、与えるものではない。  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国  
カナダ  
オーストラリア連邦  
ニュー・ジーランド  
南アフリカ共和国  
インド  
パキスタン  
セイロン  
ガーナ  
マラヤ連邦  
ナイジェリア連邦  
サイプラス共和国  
シエラ・レオネ  
タンガニカ  
ジャマイカ  
トリニダード・トバゴ  
ウガンダ  
この条約の署名の日に連合王国、オーストラリア、ニュー・ジーランド及び南アフリカ共和国の政府が國際關係について責任を有する領域  
アイルランド共和国  
ビルマ(第十六条(1)の規定に關する場合に限る。)

(b) 受当な期間内に前記の同盟若しくは地域を形成することを目的とした協定の採択に基づいて当該一方の締約国が与える待遇、特恵又は特権の利益を他方の締約国に与えることを義務づけるものと解してはならぬ。

(4) 第四条の規定を害することなく、この条約のいかなる規定も、次のことを妨げるものと解してはならない。  
(a) 一方の締約国が国の安全の保護のため必要と認める措置で次のものに関するものを単独で又は他の諸国とともに執ること。  
(i) 特殊核物質又はその物質を製造するための原料若しくは設備  
(ii) 武器、弾薬若しくは軍需品の生産若しくは取引又は当該締約国若しくは他の外国の軍事施設に供給するため直接に若しくは間接に行なわれる他の貨物若しくは資材の生産若しくは取引  
(b) 一方の締約国が次の措置を執ること。  
(i) 当該締約国が、戦争その他國際關係における非常事態に際し又は國民一般の生活を脅かす國家的非常事態に際し自国の重大な安全上の利益を保護するため、必要と認める措置  
(ii) 國際の平和及び安全の維持又は回復のための國際連合憲章に基づく当該締約国の義務の履行として執る措置

(3) 他の外国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることに關するこの条約のいかなる規定も、一方の締約国に對し、  
(a) 関税同盟若しくは自由貿易地域の形成又は

掲げる領域のうち一又は二以上のものにのみ、いづれかの時に与える待遇、特恵又は特権の享受を要求する権利を、日本国に對し、与えるものではない。  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国  
カナダ  
オーストラリア連邦  
ニュー・ジーランド  
南アフリカ共和国  
インド  
パキスタン  
セイロン  
ガーナ  
マラヤ連邦  
ナイジェリア連邦  
サイプラス共和国  
シエラ・レオネ  
タンガニカ  
ジャマイカ  
トリニダード・トバゴ  
ウガンダ  
この条約の署名の日に連合王国、オーストラリア、ニュー・ジーランド及び南アフリカ共和国の政府が國際關係について責任を有する領域  
アイルランド共和国  
ビルマ(第十六条(1)の規定に關する場合に限る。)

もつとも、当該締約国は、前記の措置がこの条約の規定にできる限り沿うものであるようにその範囲及び期間を限定するよう努めるものとする。

(5) この条約のいかなる規定も、次のものに關し、いかなる権利をも与へ、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

(a) いずれか一方の締約国若しくは両締約国が当事国である国際民間航空に關するいずれかの条約又は協定に規定されている事項

(b) 文学的又は美術的著作物の著作權

(c) 実演家、レコード製作者及び放送機關の權利

第三十條

この条約の実施に關する事項についていずれか一方の締約国が行なう申入れに対しては、好意的な考慮を払い、また、時宜によつては相互の協議を行なうものとする。

第三十一條

この条約のいずれかの規定の解釈又は適用に關して両締約国間に生ずることがある紛争は、いずれか一方の締約国の請求により、國際司法裁判所に付託されるものとする。ただし、特定の場合において、両締約国が当該紛争をなんらかの他の審判機關に付託すること又はなんらかの他の手続によつて処理することに同意する場合は、この限りでない。

第三十二條

(1) 連合王国は、批准書の交換の時に又はその後いずれの時においても、外交上の経路を通じて、この

条約を連合王国が國際關係について責任を有するいずれかの領域に適用する意思を書面により通告することができる。

(a) 連合王国が修正又は留保なしにこの条約を適用する意思を有するときは、この条約は、その通告に掲げる領域に對し、その通告の日付の日の後三十日目の日から適用される。

(b) 連合王国が修正を加えて又は留保を附してこの条約を適用する意思を有するときは、両締約国は、その通告に掲げる領域に對するこの条約の適用に關連して行なうとする修正又は留保の条項について協議するものとする。この条約は、修正又は留保の条項を定め及びそのような適用が効力を生ずるための必要な規定を設ける協定により、前記の領域に適用される。

(2) この条約の効力発生の時から六年の期間が満了した後は、いずれの一方の締約国も、適用の終了について十二箇月前の予告を与えることを条件として、(1)の規定に基づいてこの条約を適用したいいずれかの領域に對するこの条約の適用を終了させることができる。

第三十三條

(1) この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この条約は、批准書の交換の後三十日目の日から効力を生じ、その後六年間効力を存続するものとする。

(2) いずれの一方の締約国も、前記の六年の期間の満了の十二箇月前までにこの条約を終了させる意思を他方の締約国に通告しない場合には、この条約は、その終了の意思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続するものとする。

(3) (2)の規定に基づいて行なわれた通告の効力は、第三十二條の規定に基づいてこの条約が適用されたいずれの領域にも及ぶものとする。

以上の証拠として、前記の全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
F. J. エロール

署名鑑定書  
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約(以下「条約」といふ)に署名するにあたり、下名の全權委員は、正當に委任を受け、さらに、次のとおり協定した。

(1) 「日本国の領域」には、条約の適用上、千九百五十一年九月八日に

サン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三條に掲げる地域を、同地域に對する行政、立法及び司法に關し同條後段に掲げる状態が存続する限り、含むものとは認められないものとする。日本国に關し、「國民」には、前記の地域の住民で日本國民であるものを含む。

(2) 連合王国に關し、「國民」という語は、千九百四十八年の英國國籍法第二條の規定に基づき英連邦市民の地位を保有することを請求したすべての英連邦市民又は同法第十三條(1)の規定により市民権のない英連邦市民であるすべての英連邦市民にも受當する。ただし、いずれの場合においても、第三十二條の規定に基づき条約を適用することができながまだ適用してない領域に屬する者を除く。これに關連し、前記のいずれの者も、それらのいずれかの部類に屬することの確認のため旅券又はこれに代わる他の文書の提出を日本国の當局により要求されることがある。

(3) 第二條(3)に關し、「船舶」には、軍艦を含まない。

(4) 第三條(1)の規定は、一方の締約国が特別の協定により他の外國の國民に与える旅券及び査証に關する利益には適用しない。ただし、この規定は、第三條(1)の規定を無効にするものと解してはならない。

(5) 第三條に關し、連合王国は、同條の規定を、グレート・ブリテンと北部アイルランドとをそれぞれ別個の領域として、連合王国において適用する權利を留保する。

(6) 第三條(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいずれかの領域が日本國民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の國民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(7) 二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と連合王国の領域との間の協定の規定を害することなく、

(a) 第八條(2)の規定は、連合王国のいずれかの領域に關し、日本國の國民で租税に關し当該領域における居住者でないものに對して与える租税に關し、連合王国の國民で租税に關し当該領域における居住者でないものに對して与える租税に關する人的控除、救済及び軽減と同一のものを与えることを連合王国に義務づけるものではない。また、

(b) 第八條(6)の規定は、日本国における租税の免除について、連合王国の領域の國民及び会社に對し、当該領域内において日本國の國民及び会社に与えられる待遇よりも有利な待遇を与えることを日本国に義務づけるものではない。

(8) 第八條の規定は、日本國の法人について、分配される利得に對し留保所得よりも低い率で租税を課する日本國の法令の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

(9) 第十條及び第十二條(4)の規定は、日本国における土地に關する權利の享有について、連合王国の領域の國民及び会社に對し、又は日本國の会社であつて、これらの

国民及び会社により、それに関する利益の過半が所有され若しくは直接に若しくは間接に支配されているものに対し、当該領域内において日本国の国民及び会社と与えられる待遇よりも有利な待遇を与えることを日本国に義務づけるものではない。

(10) 第十六条(1)の規定は、関税及び貿易に関する一般協定の規定で同協定の締約国の貿易に関する相殺関税又はダンピング防止税の賦課を規制するものにおいて定められた事象及び条件の下で、いずれか一方の締約国が相殺関税又はダンピング防止税を課することを妨げるものではない。

(11) 第十六条(2)の規定は、日本国が他の外国の領域内で連合王国の船舶により採捕された魚類、鯨その他の天然の海産物及び海上において当該海産物から生産され又は製造された産品を当該外国の領域を原産地とする産品として取り扱うことを妨げるものではない。

(12) 第十七条及び第二十三条の規定は、連合王国が、  
(a) 自国のいずれかの領域からの産品の輸出又は  
(b) スターリング地域から輸出される産品の自国のいずれかの領域の通過

を許可する条件として、その産品に対する支払が当該領域において施行されている為替管理に関する規則に従つてすで行なわれ又は将来行なわれるとの十分な証拠を要求することを妨げるものではない。

(13) 第二十条(5)にいう許可は、条約の署名の日におけるよりも制限的でない基礎において発給される。

(14) 一方の締約国は、第二十九条(3)の規定に關し、関税同盟、自由貿易地域又はこれらを形成することを目的とした協定に加入する前に、その計画を、それが条約に關係する限り、他方の締約国に通報するものとし、当該他方の締約国が条約から得ると期待することがありうる利益に対しその加入の条件が及ぼす影響について協議するため十分な機会を与える。当該一方の締約国は、また、加入の後には、当該関税同盟若しくは自由貿易地域の構成国又は当該協定の参加国としての同締約国の地位と而立する限り、他方の締約国政府が条約に關係する事象の進展についていつとも通報されているようにしななければならない。

(15) 条約が、いずれかの事項に關し、内国民待遇を与える規定及び他の外国について与える待遇よりも不利でない待遇を与える規定を設けているときは、それぞれの具体的場合において受益国となる締約国は、いずれの規定の利益をも要求する権利を有する。

(16) この議定書は、条約の不可分の一部をなすものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本

語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
ヒューム  
F・J・エロール

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約(以下「条約」といふ。)を署名するにあたり、下名の全権委員は、正当に委任を受け、次のとおり協定した。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約(以下「条約」といふ。)を署名するにあたり、下名の全権委員は、正当に委任を受け、次のとおり協定した。

(1) いずれか一方の締約国の政府は、他方の締約国の領域の産品が、当該一方の締約国の領域内における同様の産品又は直接的競争産品の生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような条件で、自国の領域内に輸入され、その認められる場合において、その損害を防止し又は救済するためこの議定書に基づく措置を執ることを希望するときは、その事象の十分な説明を附してその旨を他方の締約国の政府に通告するものとし、両政府は、相互に受諾可能な解決を見いだすため、その通告が行な

われた後七日以内に協議を行なうものとする。

(2) 協議の開始後三十日以内に相互に受諾可能な解決が見いだされなかつたときは、輸入締約国の政府は、条約第十七条の規定にかかわらず、(1)にいう損害を防止し又は救済するための措置を執ることが出来る。ただし、その措置は、  
(a) 輕輕には執つてはならない。  
(b) 当該措置を必要とする特定の産品に行政上実施可能な限り限定されなければならない。かつ、  
(c) 受けた損害又は受けるおそれがある損害の救済のために必要とされる措置よりもきびしいものであつてはならない。

(3) 相互に受諾可能な解決が見いだされるとき、又はその措置の原因となつた事象が是正されたときは、直ちに打ち切らなければならない。

(4) 遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事象において、協議の開始後であれば三十日の期間を経過しなくても、(2)の規定に基づく措置をとりあえず執ることが出来る。ただし、その協議は、相互に受諾可能な解決を見いだすため、継続しなければならぬ。

(5) いずれか一方の締約国の政府が(2)又は(3)の規定に基づく措置を執つたときは、他方の締約国の政府は、条約第十七条の規定にかかわらず、範圍及び期間において実質的に同等である対抗措置を執ることが出来る。ただし、当該一方の

締約国の政府が最初に執つた措置に対する代償の効果を有する措置を執つた場合には、その措置が執られた限度において、対抗措置は、執らず又は打ち切るものとする。なお、当該一方の締約国の政府が要請するときは、両政府は、前記の対抗措置について直ちに協議を開始するものとする。

(6) (1)にいう「領域」とは、連合王国に關しては、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(チャネル諸島及びマン島を含む。)をいう。もつとも、この議定書は、連合王国が国際關係について責任を有する連合王国以外の領域の連合王国市場における確立された利益を保護するため必要である場合には、適用することが出来る。

(6) この議定書は、批准されなければならない。また、批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この議定書は、批准書が交換された後、条約の効力発生の日に効力を生ずるものとする。この議定書は、条約がその第三十三条の規定に従つて終了する時又は、それ以前においても、両政府が同意して定める時に終了する。両政府は、この議定書の必要性について再検討するため、いずれか一方の政府の要請があつたときは、いつでも協議を行なうものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

以上を以て、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

以上を以て、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

以上を以て、各全権委員は、この議定書に署名調印した。



千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

F・J・エロール

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約(以下「条約」といふ)を署名するにあたり、

下名の全権委員は、正当に委任を受け、次のとおり協定した。

(1) いずれか一方の締約国が特定の産品について輸入制限を従来から継続して実施しており、かつ、他方の締約国の当該産品に対する輸入制限を突然撤廃すれば同様の産品又は直接的競争産品の当該一方の締約国の国内生産者に重大な損害を与えることとなる場合には、輸入締約国は、条約第十七条の規定にかかわらず、当該産品のうちこの議定書に従つて結ばれる協定に掲げるものに対し、同協定に定める方法及び条件に従つて、その輸入制限を引き続き実施することができる。

(2) 両締約国の政府は、いずれか一方の締約国の政府の要請があつたときはいつでも、また、別段の合意がない限り年に一回以上、両締約国間における貿易の秩序ある発展を確保するため、(1)の規定に従つて結ばれる協定の実施を再検討するものとする。

(3) この議定書は、批准されなければならず、また、批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この議定書は、批准書が交換された後、条約の効力発生の日に効力を生ずるものとする。この議定書は、条約がその第三十三条の規定に従つて終了する時又は、それ以前においても、この議定書に基づいて実施されるいかなる輸入制限も存続しなくなつたときは、効力を失ふものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ヒューム

F・J・エロール

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長野田武夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔野田武夫君登壇〕

○野田武夫君 たいま議題となりました日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。わが国と連合王国との間の通商関係は、毎年更新される貿易取りきめによつて規制されておりましたが、両国間にガット関係を設定し、相互に最恵国待遇を保障することの重要性にかんがみ、政府は、昭和三十一年以来七カ年間、引き続き連合王国と通商航海条約を締結するための交渉を行なつて参りました。ようやく連合王国からガット第三十五条の援用を撤回する用意がある旨の表明もあり、案文について合意を見ましたので、昨年十一月十四日、ロンドンで本条約及びこれと不可分の一体をなす署名議定書並びに貿易

関係に関する第一議定書及び第二議定書の署名調印を行いました。

本条約は、両国間の友好関係を強化し、通商関係を発展させることを目的とするもので、出入国、個人及び会社の事業活動、財産の取得、資本、技術の導入、輸出入等について最恵国待遇を与え、身体及び財産の保護及び保障、租税、海運等の事項について内国民及び最恵国待遇を規定し、議定書において貿易に関する最恵国待遇の例外措置を規定しております。

また、別に交換公文により、連合王国がわが国に対しガット第三十五条の援用を撤回することを約束しております。

この条約は、一月三十一日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は会議録により御了承願います。

かくて、三月二十六日、本条約についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

外貨公債の発行に関する法律案

(内閣提出)

関稅定率法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業高度化資金融通特別会計法案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、外貨公債の発行に関する法律案、関稅定率法等の一部を改正する法律案、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案、中小企業高度化資金融通特別会計法案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

外貨公債の発行に関する法律案、関稅定率法等の一部を改正する法律案、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案、中小企業高度化資金融通特別会計法案、右四案を一括して議題といたします。

外貨公債の発行に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十八年一月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

外貨公債の発行に関する法律

(外貨公債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、同会計の負担において、外国通貨をもつて表示する公債(以下「外貨債」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による外貨債の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項に定めるもののほか、政府は、外貨債を失つた者に対し交付するため必要があるときは、外貨債を発行することができる。(利子等の非課税)

第二条 前条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。(省令への委任等)

第三条 第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債について、発行地の法令又は慣習による必要がある場合には、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定にかかわらず、大蔵省令の定めるところによる。  
2 前二条に定めるもの及び前項の大蔵省令で定めるもののほか、第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「第一条第一項」の下に「及び外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第...号)第一条第一項を加え、」

「又は同法第三条の借入金(以下「外貨借入金」という。)」を削る。  
第四条中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。  
第七条第二項第四号中「又は外貨借入金の借入」及び「又は借入」を削る。  
第十四条中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

理由

産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として外貨債を発行することができることとし、利子等の非課税その他所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十八年二月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

関稅定率法等の一部を改正する法律

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「第八条まで」の下に「及び第九条の二第二項」を加える。  
第六条中「第九条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第九条の二第二項第二号中「この項」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「別表」を「法律により税率」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号又は前項第一号若しくは第二号」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、「措置の補償」の下に「又は前項の外国においてとられた措置に対する對抗措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 外国において一般協定第十九条1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定により特定貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置がとられた場合において、一般協定第十九条3(a)(緊急措置に対する措置)又は(b)(急迫した事態における緊急措置に対する措置)に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物(一般協定第十九条3(b)の規定による措置をとる場合には、国及び貨物)を指定して、次の措置をとることができる。  
一 当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。  
二 当該貨物につき、関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率(前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率)の範囲内の税率による関税を課すること。

5 第一項又は第二項の措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。  
第十三条第一項第一号中「及び大豆油かす」を、「大豆油かすその他政令で定める原料品」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項中「届出」を削り、そのつど又は臨時」を加え、同項後段を削り、同条第六項各号列記以外の部分中

「事由を理由」に改め、同項第一号中「製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき」を「製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

8 第一項の規定により製造工場承認を受けた者は、当該製造工場の延坪数、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会において使用される物品で政令で定めるもの

第十七条第三項及び第十七条の二第三項中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

第十八条第一項中「が完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないもの」を「に使用されるもの」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内」とあるのは、「第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物は、同項の規定により税関長の承認を受けた期間内」と読み替えるものとする。

第十八条第三項ただし書中「同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若しくは修繕を完了した日から二年を経た場合」を削り、「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「貨物」を同項に規定する用途以外の用途に供したときを「貨物について前項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで当該貨物を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又は当該貨物による船舶の建造若しくは修繕の完

了した日から二年以内に当該貨物を当該船舶の用以外の用に供したとき」に改める。

第十九条第二項中「第五項まで」を「第六項まで及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品又はその製品は、その原料品の輸入の許可の日から二年（同条第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、同条第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡し、又は輸出以外の目的に供し、若しくは輸

出以外の目的に供するため譲渡してはならない」と読み替えるものとする。

第十九条第三項中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 輸出貨物製造用原料品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで輸出貨物製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその製品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないでその製品を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。

第十九条第四項第二号及び第三号中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改める。

別表第八〇一号中「バナナ」

一 バナナ

(一) 生鮮のもの

(二) 干しバナナ

改める。

三〇％を

三〇％に

二〇％

二七―四号の品名の欄中「及び石油コークス並びにペトロリウムガムその他の石油のかす並びに」を、「石油コークス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに」に改め、同表第二八二〇号を次のように改める。

一 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶解アルミナ

二 水酸化アルミニウム

三 溶解アルミナ

一五％

一五％

一五％

<p>同表第二八二八号中</p> <p>三 三酸化モリブデン</p> <p>(一) 乾燥状態における純度が重量比で九五%をこえるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>ロ その他のもの</p> <p>無税</p> <p>一五%</p> <p>一〇%</p> <p>を</p>	<p>同表第二九一四号中</p> <p>三 酢酸エステル</p> <p>(一) 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル及び酢酸テルピニル</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>二五%</p> <p>二〇%</p> <p>を</p>	<p>同表第四〇五号及び第四四一三号中</p> <p>四 その他のもの</p> <p>一〇%</p> <p>無税</p> <p>を</p> <p>同表第七五〇一号中</p> <p>中間生産物</p> <p>無税</p> <p>を</p>	<p>同表第五九類注4(1)中「以下のもの及び」の下に「その他のものにあつては」を加える。</p> <p>ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く)及びびくす</p> <p>一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物</p> <p>無税</p> <p>を</p>
<p>「ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物(粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む)、塊(電気めつき用の陽極を除く)及びびくす</p> <p>一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物</p> <p>(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限り)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>一五%</p> <p>無税</p> <p>に</p>	<p>同表第八一〇一号の税率の欄中「二五%」を「二〇%」に改め、同表第八五〇一号の品名の欄中「回転変流機」を「変流機」に改める。</p> <p>第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十条第二項及び第九十一条中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。</p> <p>第六十条第一項中「輸入の許可の日」を「関税の納付の日」に改め、同条第二項中「利子税額」を「延滞税の額」に改める。</p> <p>第八十九条第一項及び第三項中「この法律」の下に「又は他の関税に関する法律」を加える。</p> <p>第一百十二条の次に次の一条を加える。</p> <p>第一百十二条の二 関税法第十三条第六項(用途外使用等)(同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第一百七十七条中「第一百三十二条の二」を「第一百三十二条の二(用途外に使用する等の罪)、第一百三十二条の二」に改める。</p>	<p>第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条から第六条まで中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。</p> <p>第七条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「第五項まで」の下に「及び第八項」を加え、同条第十三項第一号中「第十二条第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。</p> <p>第七条の二及び第七条の三中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。</p> <p>第七条の四第一項中「同号に掲げる揮発油」の下に「、燈油若しくは軽油」を加え、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。</p> <p>第七条の五第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油(関税納付済みの輸入重油を混合したものを含む。)につき、関税納付済み原油等の負担する</p>	<p>同表第七五〇一号中</p> <p>中間生産物</p> <p>無税</p> <p>を</p>

関税のうち一キロリットルにつき二百十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

(電力業等用の重油に係る関税の特別還付)

第七条の六 電力業又は鉄鋼製造業を営む者のうち政令で定めるもの(以下「特別事業者」といふ)が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油、関税納付済みの輸入重油又はこれらを混合した重油(以下「関税納付済み重油」といふ)を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十三年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合において、次に掲げる要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該関税納付済み重油につき政令で定める率により算出した金額を、当該特別事業者が当該関税納付済み重油に係る関税納付済み原油等又は関税納付済みの輸入重油につき納付したものとみなして、第二号に規定する負担増加の額の限度において、当該金額(以下「関税特別還付金」といふ)をその者に還付する。

一 当該特別事業者が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで(以下「昭和三十三年度」といふ)においてその事業の用に供するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別事業者の関税特別還付金の還付を受けるため必要な国産石炭の購入数量として定める数量(以下「特別還付を受けるため必要な購入数量」といふ)以上であつたこと。

二 当該特別事業者が、昭和三十三年度においてその事業の用に供するため購入した国産石炭で、特別還付を受けるため必要な購入数量の範囲内で大蔵大臣がその者の負担増加の算出のための基礎として定める数量をこえるものを購入したことにより、燃料費その他政令で定める費目につき直接の負担増加を被つたこと。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み重油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち前条第二項の規定に係るもの以外の一キロリットルにつき三百二十円及び関税納付済みの輸入重油の負担する関税のうち一キロリットルにつき九十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

3 特別事業者は、政令で定めるところにより、昭和三十三年度における国産石炭の購入計画を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。その購入計画を変更しようとするときも、同様とする。

4 第七条の四第二項の規定は、第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けようとする者について準用する。

5 税関長は、特別事業者が第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けることが確実であると認められる場合には、政令で定めるところにより、昭和三十三年度において当該特別事業者が同項の事業場での事業の用に供した関税納付済み重油につき、同項に規定する率の範囲内で政令で定める率により算出した金額を、関税特別還付金の一部として当該特別事業者に還付することができる。

6 前項の規定により関税特別還付金の一部の還付を受けた特別事業者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、当該特別事業者から、当該各号に掲げる額の関税特別還付金を徴収する。

一 当該特別事業者の昭和三十三年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。 還付を受けた関税特別還付金の全額

一 当該特別事業者の還付を受けた関税特別還付金の額が、第一項に規定するその者の負担増加の額の限度をこえたとき。 還付を受けた関税特別還付金のうち当該負担増加の額をこえた額

7 前項の規定による関税特別還付金の徴収については、国税徴収の例による。

8 前項の規定により関税特別還付金を国税徴収の例により徴収する場合には、当該関税特別還付金の額に対し、その還付の日から納付の日までの日数に応じ、百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金をあわせて徴収する。ただし、国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第三十七条に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の加算金の額は、その未納に係る関税特別還付金百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

9 関税法第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の加算金について準用する。

(ごみ焼却設備用物品の免税)

第七条の七 市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置するごみ焼却設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十三年三月三十一日までに輸入されるものに限る。政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第八条の二第二項中「第九条の二第二項の下に」若しくは第二項を加える。

第十一条に次の三項を加える。

2 税関職員は、第七条の六に規定する関税特別還付金の還付に関する職務を行なうため必要があるときは、特別事業者から報告をさせ、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

3 税関職員は、第一項又は前項の規定により職務を行なうときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条第一項中「又は第七条の五第一項」を、第七条の五第一項又は第七条の六第一項若しくは第五項に改める。

第十三条中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「又は忌避した者」を「若しくは忌避した者又は第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、税関職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に改める。

別表第〇二〇四号を削り、同表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで及び第〇七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 外貨公債の發行に關する法律案外三案

<p>同表第〇八〇一号中</p> <p>一 バナナ</p> <p>(1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの</p> <p>(2) 昭和三十七年六月五日から昭和三十八年九月三〇日までに輸入されるもの</p> <p>二〇%</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p>	<p>一 バナナ</p> <p>(一) 生鮮のもの</p> <p>七〇%</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p> <p>五%</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p>	<p>三 なつめやしの実のうち乾燥のもの</p> <p>無税</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p> <p>無税</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p>	<p>同表第二二〇一号中</p> <p>一〇〇六 米</p> <p>二 落花生</p> <p>三 菜種及びからし菜の種</p> <p>五%</p> <p>昭和三十八年三月三十一日</p> <p>一〇%</p> <p>昭和三十八年三月三十一日</p>	<p>一 落花生</p> <p>一〇%</p> <p>昭和三十八年三月三十一日</p> <p>一五%</p> <p>昭和三十八年三月三十一日</p>	<p>改め、同表第一四〇五号を削る。</p> <p>同表第一五〇七号中</p> <p>四 ごま油</p> <p>一五%</p> <p>昭和三十八年三月三十一日</p> <p>削り、同号及び同表第一五二六号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第二〇〇六号を次のように改める。</p> <p>二〇〇六 調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)</p> <p>一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの</p> <p>(一) パイナップル</p> <p>五五%</p> <p>昭和四〇年三月三十一日</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) パイナップル</p> <p>五五%</p> <p>昭和四〇年三月三十一日</p>
<p>同表第二五〇四号中</p> <p>一 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二年法律第一八五号)第一七条に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの</p> <p>一〇%</p> <p>昭和三十七年九月三〇日</p>	<p>削り、同表第二五二三号を次のように改める。</p> <p>二五二三 パミストロン、エメリー、コランダムその他の研磨用天然鉱物材料のうちエメリー及びコランダム以外のもの</p> <p>(1) ガーネット</p> <p>イ 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの</p> <p>ロ その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>無税</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p>	<p>同表第二五二三号の次に次のように加える。</p> <p>二五一九 マグネサイト(焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。)</p> <p>一 マグネシヤクリンカー</p> <p>一キログラムにつき一〇円</p> <p>無税</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p>	<p>四 マンガン鉱のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>一〇%</p> <p>昭和三十九年三月三十一日</p>	<p>同表第二六〇一号中</p> <p>五 タングステン鉱のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>無税</p> <p>一〇%</p>	<p>を</p>

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 外貨公債の發行に関する法律案外三案

改める。

同表第二七〇四号を削り、同表第二七一一〇号の前に次のように加える。

二七〇九 石油(原油に限る。)

同表第二七一一〇号を次のように改める。

二七一一〇 石油(原油を除く。)及び石油製品(石油の含有

量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ロ その他のもの

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ロ その他のもの

六 モリブデン鉱  
(一) その他のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの  
(2) その他のもの

無税  
一キログラムにつき八七円

無税  
昭和三十七年九月三〇日

無税  
昭和三十九年三月三一日

一・二・五%  
昭和三十九年三月三一日

無税  
昭和三十九年三月三一日

乾燥重量  
一トンにつき四〇〇円  
昭和三十九年三月三一日

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

に

一 石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)

四 重油及び粗油  
イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの(これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条(保税工場の許可)に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四條第二号(原料課税)の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)

(2) その他のもの

ロ 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

ハ 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

五 潤滑油(流動パラフィンを含む。)

ロ その他のもの(うち仲展油(温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、ステレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。)

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき五五円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき三〇円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

一キロ  
リットルにつき六四〇円  
昭和四〇年三月三一日

無税  
昭和三十九年三月三一日

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 外貨公債の発行に関する法律案外三案

同表第二七二四号を次のように改める。 二七二四 石油ピッチ、石油アスファルト、石油コークス及びペトリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物 二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日	を
同表第二八〇五号中 四 金属リチウム	一〇%	昭和三十七年九月三十日	を
削り、同表第二八一八号を次のように改める。 二八一八 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 二 その他のもののうちマグネシウム、ストロンチウム、バリウム カー (1) 昭和三十八年四月一日から政令で定める日までに輸入されるもの (2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	無税		
同表第二八一九号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。 二八一〇 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ 一 酸化アルミニウムのうちアルミニウム製錬用のもの	五%	昭和三十九年三月三十一日	
同表第二八二七号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。 三 三酸化モリブデン ロ その他のもの	無税	昭和三十七年九月三十日	を
同表第二八二八号中 五 その他のもののうち三酸化アンチモンで課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないもの	無税	昭和三十九年三月三十一日	を

表第二九一六号を次のように改める。 二九一六 アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物 一 アルコール酸及びその誘導体 (一) 酒石酸 (二) くえん酸 (三) くえん酸 (四) くえん酸カルシウム (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの (四) その他のもののうちコロール酸	無税	昭和三十九年三月三十一日	
同表第二九二七号の次に次のように加える。 二九二七 ニトリル官能化合物 三 その他のもののうちイソプロピロニトリル	無税	昭和三十九年三月三十一日	
同表第二九三三一号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。 七 その他のもののうち次に掲げるもの (1) キノリン (2) 一・三・ジメチル・二・六・ジオキソ・四・アミノ・五・ホルミル・アミノ・ピリミジン ホルミル・アミノ・ピリミジン	無税	昭和三十九年三月三十一日	を
同表第二九三五号中 七 その他のもののうち一・三・ジメチル・二・六・ジオキソ・四・アミノ・五・ホルミル・アミノ・ピリミジン	無税	昭和三十九年三月三十一日	を



同表第三二〇二号を削り、同表第三二〇三号及び第三二〇五号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三十一日」を「昭和三九年三月三十一日」に改め、同表第三二〇七号、第三五〇三号及び第三八〇一号を削り、同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三十一日」を「昭和三九年三月三十一日」に改め、同表第三九〇一号及び第四二〇四号を削り、同表第四四〇五号を次のように改める。

四四〇五	板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材(厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)	無税	昭和三九年三月三十一日までに政令で定める日
四四一三	かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材(寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)	無税	昭和三九年三月三十一日までに政令で定める日
同表第四四〇五号の次に次のように加える。	四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの	無税	昭和三九年三月三十一日までに政令で定める日

同表第四四一八号及び第五六〇三号を削り、同表第六二〇三号の次に次のように加える。	六七〇二 造花及びその部分品並びに花輪、花冠、花綱その他これらに類する製品で造花を主体とするもののうち人造プラスチック製のもの	三五%	昭和三九年三月三十一日
--	---	-----	-------------

同表第七〇〇三号、第七〇一一号及び第七一〇二号を削り、同表第七三〇二号の前に次のように加える。	七一〇三 貴石及び半貴石(合成又は再生のものに限る。)	無税	昭和三九年三月三十一日
	二 その他のもののうち水晶(人工結晶のものに限る。)		

同表第七三〇二号中	一 フェロマンガンのうち昭和三七年一月一日から昭和三八年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%	
-----------	--	-----	--

「二 フェロマンガンを削り、同表第七三二一五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。

七四〇一	銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅	二〇%	昭和三九年三月三十一日
	二 塊		
	(一) 銅(合金を除く。)のもののうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの、銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。)	無税	昭和三九年三月三十一日
	(2) その他のもの	一キログラムにつき三三〇円	昭和三九年三月三十一日
	(一) 黄銅又は青銅のもの	無税	昭和三九年三月三十一日
	(2) その他のもの	一キログラムにつき三三〇円	昭和三九年三月三十一日
	(三) その他のもの	無税	昭和三九年三月三十一日
	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		
	(2) その他のもの	一キログラムにつき三三〇円	昭和三九年三月三十一日

同表第七四〇二号から第七四〇四号まで、第七四〇六号、第七四〇七号及び第七四一三号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇四号までを次のように改める。

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 外貨公債の発行に関する法律案外三案

七五〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物(粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む)、塊(電気めつき用の陽極を除く)及びびくす 一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物 (一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。) 二 塊 (一) ニッケル(合金を除く)のもの ロ その他のもの	二〇%	昭和四〇年三月三十一日
七五〇二	ニッケルの棒、形材及び線 一 棒及び形材 (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの 三 くす (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの	四五% 四五% 四五%	昭和四〇年三月三十一日 昭和四〇年三月三十一日 昭和四〇年三月三十一日
七五〇三	ニッケルの板、帯、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク 一 板及び帯 (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの	三五% 三五% 二五%	昭和四〇年三月三十一日 昭和四〇年三月三十一日 昭和四〇年三月三十一日

七五〇四	二 はく、粉及びフレーク (一) ニッケル(合金を除く)のもの ロ その他のもの (二) ニッケル合金のもの ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手 一 ニッケル(合金を除く)のもの 二 ニッケル合金のもの (1) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る)の管及び中空棒 イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ロ その他のもの (2) その他のもの	一〇% 二五% 二五%	昭和四〇年三月三十一日 昭和四〇年三月三十一日 昭和四〇年三月三十一日
八〇〇一	同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三号まで、第七八〇五号及び第七九〇一号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第七九〇一号の次に次のように加える。 一 塊 (一) すず(合金を除く)のもの 二 塊、粉、フレーク及びびくす (三) その他のものうちアンチモンの塊、粉及びフレーク (1) 課税価格が一キログラムにつき三三三円以上のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
八一〇四	同表第八一〇四号を次のように改める。 卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く) 二 塊、粉、フレーク及びびくす (1) 課税価格が一キログラムにつき二二二円以上のもの	一キログラムにつき四〇〇円	昭和三十九年三月三十一日

(2) その他のもの

同表第八四〇一号を次のように改める。

八四〇一

蒸気発生ボイラー

一 ボイラー

(一) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないものうち蒸気の発生量が毎時六五〇トン以上のもの

一五%

昭和三九年三月三十一日

同表第八四〇五号を次のように改める。

八四〇五

蒸気原動機

一 蒸気タービン及びその部分品

(一) 蒸気タービン

イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないものうち出力が二〇万キロワット以上のもの

一五%

昭和三九年三月三十一日

同表第八四五号を削り、同表第八四二五号を次のように改める。

八四五二

計算機及び会計機、金銀登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一 電子計算機

(一) 計数型電子計算機(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。)

(1) 計算機本体(カード式入力機、ライプリンター及び磁気テープ式記憶機

一キロログラムにつき八〇円

昭和三九年三月三十一日

昭和三九年三月三十一日

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一

条中関税法第十三条、第十七

条第三項、第十七条の二第三項、

第十八条及び第十九条の改正規

定、第二条中関税法第八條、第十

一条及び第百十七條の改正規定並

びに同法に第百十二條の二の規定

を加える改正規定並びに第三條中

関税暫定措置法第七條第二項の改

正規定は、昭和三十八年七月一日

2 改正前の関税法第十三條第

一、第十八條第一項又は第十九

條第一項の規定により関税の軽減

又は免除を受けた物品については、

なお従前の例による。

理由

最近における経済状態の変化に対

応する等のため、関税率について所

要の改正を行なうとともに、外国に

おける関税等についての緊急措置の

発動に對して所要の措置をとること

を使用することができるものうち、

記憶容量が九六、〇〇〇字をこえる磁

気コア式内部記憶装置を有するもの

に限る。及びこれとともに輸入する

カード式入力機(処理速度が毎分六五

〇枚をこえるものに限る。)、ラインプ

リンター(印刷速度が毎分六〇〇行以

上のものに限る。)、記憶機(磁気テ

ープ式で記録速度が毎秒九〇、〇〇〇字

以上のもの又は磁気円板式のものに限

る。並びにこれらに附属する制御機

イ 計算機本体の記憶容量が一二〇、

〇〇〇字以下のもの

(イ) 昭和三十八年四月一日から同年一

〇月三十一日までに輸入されるもの

(ロ) 昭和三十八年一月一日から昭和

三十九年三月三十一日までに輸入され

るもの

ロ その他のもの

(2) その他のもの

同表第八四五号を削り、同表第八五〇一

号を次のように改める。

八五〇一

発電機、電動機、変流機、周波数変換機、調相

機、変圧器、整流機、リアクトル及びチョー

クコイル

一 発電機

(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気

タービン用のものにあつては、合計出力)

が三六万キロワットに満たないもの

のうち出力が二〇万キロワット以上のもの

無税

一五%

無税

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

これが、この法律案を提出する理由

である。

国立病院特別会計法の一部を改正

する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年一月二十八日  
内閣総理大臣 池田 勇人

国立病院特別会計法の一部を改正する法律

国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「積立金から生ずる収入」の下に「借入金」を、「看護婦養成費」の下に「借入金の償還金及び利子」を加える。

第七条第二項に次の一号を加える。

五 第八条の二の規定による借入金  
の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計開表

第八条の次に次の一条を加える。  
(借入金)

第八条の二 この会計において、国立病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。  
第十条の見出しを「国債整理基金特別会計への繰入れ」に改め、同条中「負担に属する」の下に「借入金の償還金及び利子並びに」を加える。

第十一条の見出し中「一時借入金」を「借入金及び一時借入金」に改め、同条中「第九条」を「第八条の二」に規定する借入金及び「第九条」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

国立病院の施設整備のために借入金ができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業高度化資金融通特別会計法案

右  
国会に提出する。

昭和三十八年二月十一日  
内閣総理大臣 池田 勇人

計法

(設置)  
第一条 中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に對する貸付けに關する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)  
第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(繰入及び繰出)  
第三条 この会計においては、貸付金の償還金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。  
(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)  
第四条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)  
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)  
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)  
第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。  
(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)  
第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)  
第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)  
第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金)  
第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。  
(一時借入金の借入れ及び償還の事務)  
第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)  
第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相當する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)  
第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)  
第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行に關する必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の施行の日から施行し、昭和三十八年度の予算から適用する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

1 この法律は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の施行の日から施行し、昭和三十八年度の予算から適用する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

1 この法律は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の施行の日から施行し、昭和三十八年度の予算から適用する。

四の二の三 中小企業高度化資金融通特別会計の経理を行なうこと。

理由

中小企業近代化資金助成法第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する貸付けに関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、外貨公債の発行に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の限度内において政府は外貨公債を発行することができるといふこととするもの

であります。また、本公債の消化を円滑にするため、その利子及び償還差益に対する租税その他の公課につきましては、非課税措置を講ずるとともに、本公債の発行による収入金を産業投資特別会計の歳入に受け入れることとする等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律に基づきまして昭和三十八年度において六千万ドルの外貨公債の発行が予定されておりますが、この発行収入金は産業投資特別会計から日本開発銀行及び日本道路公団に対して貸し付けられることとなっております。

この法案は、当委員会において審議の後、本日、質疑を終了し、討論に入りましたが、日本社会党を代表して坪野米男委員は本案に反対の旨を述べられ、また、自由民主党を代表して伊藤五郎委員は本案に賛成の旨を述べられました。続いて、採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決となりました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における経済情勢の変化に対応する等のため、関税法、関税定率法及び関税暫定措置法の

一部について、おおむね次のような改正を行なうこととしたしております。

まず第一に、御承知の通り、わが国の現行関税率表は、一昨年全面改正が行なわれ、昨年再び貿易自由化の繰り上げ等に伴い、その一部について改正が行なわれたものでありますが、今回さらにその後の経済情勢等の変化に伴い、関税率の調整を必要とされる三八八品目について、税率の引き上げまたは引き下げを行なうほか、関税割当制度適用品目の変更等を行なうことといたしております。

また、これらのうち、石油の関税率につきましては、国内石油対策の一環として向こう二三年間に限り次のような暫定措置を講ずることとしたしております。すなわち、原油につきましては、基本税率を一キロリットル当たり五百三十円から六百四十円に引き上げますとともに、重油につきましても、これに準じて従価換算二%相当額を引き上げることとしたしております。

なお、ただいま申し上げました通り、この税率の引き上げは、石油と競合するエネルギー源としての石炭産業の保護をはかることを目的としたもので、本年四月一日から一年間に限り、石炭の長期引き取りを行

なっている電力業及び鉄鋼業が消費する重油につきましては、従来から行なっている還付制度のほか、今回の引き上げ分に相当する額についても、負担増加の額を限度として特別に還付することとし、実質的に税率引き上げの影響が及ばないようにすることといたしております。

第二に、ガットの締約国である外国が、国内産業の保護等をはかるため、わが国の輸出品に対して関税率を引き上げる等の緊急措置をとった場合には、わが国においてもこれに対抗する措置をとることができるといたしております。この場合にその対抗措置は緊急に行なう必要がおりますので、法律の定める要件に従い、政府限りで措置することができるとするとともに、この対抗措置をとった場合には、内閣はすみやかにその内容を国会に報告しなければならないことといたしております。

第三に、スポーツを通じての国際親善に資するため、オリンピックを初めとして国際的規模で開催される一定の運動競技会において使用される物品につきましては、再輸出免税制度を適用することといたしております。

第四に、本年三月末に期限が到来する重要機械類等の暫定免税規定の適用期限をさらに一年間延長するとともに、市町村の設置いたしますごみ焼却設備用物品のうち、日本での製作が困難なものについて免税措置を講ずるほか、現在暫定税率が適用されている物品のうち一部について、その適用期限をさらに一定期間延長することといたしております。

第五に、特定の用途に供することを条件に、特に関税を減免されている原料物品を使用して製造した製品の検査方法を実態に即して若干緩和する反面、その用途外使用を禁止する規定を設ける等、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本二十六日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して武藤山治君より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

次に、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国立病院の設備を整備を促進するため、これに必要な資金

官報(号外)

をこの会計の負担において借り入れることができることにするとともに、その限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならぬこととしようとするものであります。

従来、国立病院は、毎年度一般会計からの繰り入れにより、その整備拡充を行なつて参りましたが、これだけでは必ずしも十分とは言いがたいので、一般会計からの繰り入れのほか、借入金

の道を開き、もつて、近代的、能率的施設の整備を促進しようとするものであります。

本案は、当委員会において審議の後、本日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

最後に、中小企業高度化資金金融特別会計法案について申し上げます。

中小企業近代化資金助成法第三条により、中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対しまして、政府はその事業に必要な資金の一部を貸し付けることといたしておりますが、この法律案は、その貸付に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設け、特別会計の運営上必要な会計の手續を定めることといたしております。この会計は、通商

産業大臣が管理することといたしておりますが、昭和三十八年度における高度化資金貸付金として二十三億円を計上いたしております。

本案は、当委員会において審議の後、本日、質疑を終了し、直ちに採決に入りまして、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 四案中、外貨公債の発行に関する法律案及び関税法等の一部を改正する法律案につき、討論の通告があります。これを許します。坪野米男君。

〔坪野米男君登壇〕

○坪野米男君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました外貨公債の発行に関する法律案及び関税法等の一部を改正する法律案について反対討論を行なわんとするものであります。(拍手)

まず最初に、外貨公債の発行に関する法律案について反対の理由を述べます。

政府は、さきに昭和三十三年度において生産投資特別会計の貸付の財源に充てるため、戦後最初の米貨公債三千万ドルを発行したのであるが、今後は

毎年度ある程度外貨公債を発行し得る見通しを得たので、今回本法律案によつて、昭和三十八年度だけの単年度法とせず、今後産投会計の貸付財源に充てるために、予算をもつて国会の議決を経た金額の限度内で外貨公債を発行することができることとしようとするものであります。昭和三十八年度特別会計予算においては、すでに六千万ドルの外貨債の発行を予定しております、その発行手取金二百三億円は、これを開発銀行へ百十八億円、道路公団へ八十五億円貸し付けることにしているものであります。

そこで、われわれ社会党が本法案に反対する第一の理由は、今回の外貨債の発行が、池田内閣のいわゆる金づくり政策の手段、すなわち借金政策であり、事実上の国債発行に道を開いたものであり、従来堅持してきた健全財政の線を突きくずして、インフレによる大衆取奪の懸念が濃厚に出てきたからであります。

池田内閣は、党内派閥の実力者や財界を初めとする党外の圧力団体に突き上げられて、二兆八千五百億円という超大型予算をでっち上げたのであります。昭和三十七年度の税の自然増収分をほとんど食いつぶして第二次補正

予算を組み、使途不明の産投会計の資金に三百五十億円を繰り入れ、また昭和三十八年度においても、一般会計から産投会計の歳入に四百九十七億円を繰り入れ、さらには財政投融资計画一兆一千九十七億円を計上して、社会資本充実の美名のもとに、公共投資に重点を置く施策を立て、大資本、大企業に奉仕する経済政策を強行せんとしておりますが、その財源捻出のため、一方では、消費者物価の高騰により実質上の増税になる勤労大衆のため、さまざまな所得税減税を容申した税制調査会の意見を無視して一般減税をちびり、高額利子所得者の利子減税等を気前よくやってのけ、他方では、三十八年度の自然増収を目標一ぱい見積もつてその財源をほとんど食いつぶし、なお財政投融资計画の原資不足に詰まつて、産投会計の財源として二百三億円を外貨公債によつてまかなおうとしておるのであります。

およそ外貨公債の発行は、内国債と異なり、国民経済的には純債務となるものであります。かかる借金政策は、一時的にはともかく、長期的には元利金支払いの負担となつて国際収支を圧迫する要因となるものでありますから、相当慎重を要するところであります。

すし、また、入手された資金が浪費されないで、生産力を上げる部門に利用されることが大切でありますから、一般経費に用いることは断じて許されないのであります。ところが、今回の外貨債発行は、さきに述べたように、一般会計に目一ぱいの費用を充てたしりが産投会計の財源となり、さらにはガリオア・エロア対米債務の支払いを産投会計から行なうために、産投会計の資金不足となり、これを外債で補おうとするものでありますから、事実上の国債発行となつておるのであります。インフレ要因をはらんだ危険な借金政策、公債政策といわざるを得ないのであります。(拍手)

ところで、大蔵省では、昭和三十六年度末までは、将来の償還を考慮して年間五千万ドルが限度だと言つていたのであります。昭和三十七年八月には、三十八年度以降年一億ドルの目標に引き上げておりました。田中大蔵大臣も、一億ドル程度の外債発行は可能であり、インフレの懸念はないと言明いたしておりますが、これは三十八年度に償還期限の来るものが六千万ドルにも上るので、借りかえあるいは新規の外貨債収入をふやしてこれに應じなければならなくなつたため

ありまして、このようなマラソン金融による雪だるま式借金政策が、インフレの懸念がないどころか、まさにインフレを助長する公債政策そのものであると断ぜざるを得ないのであります。

(拍手)

また、池田総理は、三十九年度も内国債の発行はいたしませんと言明いたしておりながらも、国債の発行をおそれるのは古い考え方であります。日本の成長した経済力のもとではインフレのおそれはありませんと、強気の放言をしておりますが、これはまさに、衣のそでからよろいがかちついているものであります。昭和三十九年度以降の公債政策を暗に示唆したものと云えましよう。自民党内外の圧力団体からの強要で、三十九年度以降の財政需要はさらに膨張するであろうことは火を見るよりも明らかでありまして、その財源捻出のためには、大幅大衆増税と公債政策の強行以外には道がないからであります。

われわれ社会党は、今回の外貨債発行が大企業に奉仕する産投会計の財源確保のための借金政策であり、しかも、今後年々外貨債が増発されていく傾向は、大衆取奪のインフレ要因となり、さらには、内国債発行政策へ通ず

るものとして、国民大衆の生活を守る立場から強く反対せざるを得ないのであります。

なお、われわれは、外貨債発行の相手が主としてアメリカであることを考えると、日本経済がアメリカ経済との結びつきをますます強化しつつ、結局はアメリカ経済に従属させられるのではないかとおそれるものであります。一般貿易は国と国との友だちづき合ひであるが、資本取引はいわば親類づき合ひだといわれておりますが、米貨債発行が継続的に際限なく繰り返されることになれば、本家の言いなりになつて頭の上がらぬ種類の端くれになり下がらぬとも限らないのであります。(拍手)

次に、社会党が本法案に反対する第二の理由は、外貨債発行の手續として、その限度額を予算に計上して国会の承認を得ることは当然であるとしても、発行の要件その他を法律で定めるに際して、これを単年度法とせず、予算で発行限度額が承認されると自動的に外債発行ができることとして、これを恒常化しようとしていることである。これは産業投資特別会計法の一部改正法案についても言えることでありま

すが、政府は、国民経済に重要な影響を及ぼす外貨公債の発行にあつては、慎重の上にも慎重を要するのであります。従来通り、予算案審議と法案審議の両面から国会の審議を十分尽くして、しかる後にこれを執行すべきものであるにもかかわらず、予算審議だけで直ちに執行できるように手續を簡易化しようとしておりますが、これはまさに行政権優位の思想の表われであり、国会軽視にほかならないのであります。われわれの断じて認めることのできないところであり、財政の民主主義、予算法定主義の建前からしても、予算で承認された外貨債発行額について、具体的にその発行の要件、手續を法律家の審議を通じて検討することが外債発行の手續を慎重にすることであり、国民の要請にこたえるゆえんであります。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案について反対の理由を述べます。政府の貿易政策は、先進資本主義国とのみ密着し、アジアの地理的環境を無視して、中国、ソ連、朝鮮などとの貿易に力を入れようとせず、いたずらに貿易自由化政策を急ぎ、国内産業に多大の不安と恐怖を与えておりますが、特に自由化に対処する政府の方策は何ら確固たるものがなく、そのつど、そのつどおさなりの対策に終始してあります。今回の改正案にあるバナナの関稅率はそのよい例証であります。昨年の法改正で稅率を五〇％にし、本年九月末日までの期限としたにもかかわらず、今回、突然バナナを自由化して稅率を七〇％に引き上げ、四月一日から実施するといふのであります。これでは自由化に対処する準備もできず、国内の果樹生産者や輸入業者の不安動揺を激化するばかりであります。しかも、關稅率を七〇％に引き上げれば、はたして輸入量が減少するのかわりか、国内の業者がつぶされなにかどうか、また、消費者價格は幾らくらい安くなるのかは、政府の説明では明確ではありません。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案について反対の理由を述べます。政府の貿易政策は、先進資本主義国とのみ密着し、アジアの地理的環境を無視して、中国、ソ連、朝鮮などとの貿易に力を入れようとせず、いたずらに貿易自由化政策を急ぎ、国内産業に多大の不安と恐怖を与えておりますが、特に自由化に対処する政府の方策は何ら確固たるものがなく、そのつど、そのつどおさなりの対策に終始してあります。

今回の改正案にあるバナナの関稅率はそのよい例証であります。昨年の法改正で稅率を五〇％にし、本年九月末日までの期限としたにもかかわらず、今回、突然バナナを自由化して稅率を七〇％に引き上げ、四月一日から実施するといふのであります。これでは自由化に対処する準備もできず、国内の果樹生産者や輸入業者の不安動揺を激化するばかりであります。しかも、關稅率を七〇％に引き上げれば、はたして輸入量が減少するのかわりか、国内の業者がつぶされなにかどうか、また、消費者價格は幾らくらい安くなるのかは、政府の説明では明確ではありません。

政府の施策はまことに無責任であり、確信を欠くものであります。われわれは、国内産業の保護体制が確立された後に措置してもおそくはないと考えるものであります。今回の改正案には断じて反対せざるを得ないのであります。

(拍手)

以上の理由によつて、私は、政府が両法案をすみやかに撤回されんことを要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

副議長(原健三郎君) 金子一平君。

〔金子一平君登壇〕

○金子一平君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました外貨公債の発行に関する法律案並びに關稅定率法等の一部を改正する法律案に対して、賛成の意を表明せんとするものであります。(拍手) まず、外貨公債の発行に関する法律案について申し述べます。

この法律案の骨子は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるために、あらかじめ予算をもつて国会の議決を得た限度内で随時外貨公債を発行する権限を政府に与えようとするものであります。私は、次に申し述べる理由により、きわめて適切妥當な措置と考へるものであります。

官報(号外)

そもそも、資本蓄積の不足しておる日本経済の安定成長をはかるためには、国の内外にわたって資金を調達することが必要であります。すなわち、国内資本の不足を補うという観点に立つた場合には、現在の日本は、道路、港湾等の整備等、社会資本の充実や電力等の基幹産業の強化を早急にはかることが必要でありまして、これに要する資金の一部を長期安定した外資によって調達することは、最も望ましいところでありまして、(拍手)また、経済成長のささることなる国際収支の改善を考えまする場合にも、長期安定した資本を海外から導入することは、この国際収支改善に寄与するところ大なるものがあると考えられます。さらには、国際経済社会の一員として、国際経済交流を促進するためにも、外資の導入は望ましいところでありまして、従いまして、社会資本の充実、基幹産業の強化が強く要請されておりまする今日、また、貿易の自由化、為替の自由化を推進している現在、はたまたOECD加盟を目標として、国際経済社会の一員として活躍せんとしている今日の日本におきまして、外資の導入を一そう促進せんとすることは、きわめて

時宜を得た政策といわなければなりません。(拍手)

このような外資導入の一環としての外債発行につきましては、昭和三十四年、米国内市場で産業投資特別会計負担で戦後最初の外債公債が発行されて以来今日まで、日本電電公社債及び日本開発銀行債の政府保証外債が、すでに五回にわたって発行されておりまして、すなわち、昭和三十四年には三千万ドルの産投会計外債公債が発行されましたが、三十六年度には日本電電公社債並びに日本開発銀行債、合わせて四千万ドル、三十七年度には開銀債、電債、合わせて五千七百五十万ドルを発行しておりました、外債債の一回の発行額は、当初の長期債発行額から最近に至るに従って着実な増加を示しており、また、発行条件も回を重ねるごとに徐々に向上しておるのであります。この間、民間企業による米国内市場での発行も徐々に増加している現状にあります。また、昭和三十七年一月には、西独市場で発行された大阪府市マルク債は、欧州市場における日本の外債発行の道を開いたものでありまして、今後西独市場におきましても次第に日本の外債発行を期待し得る状況にあるかと考えられるのであります。

かように、日本の外債が世界の各市場で発行され、また、その発行額が徐々に増大しつつありますことは、国際経済社会、特に海外資本市場における日本の信用が向上し、今やゆるぎなきものになりつつあることを示す確たる証左でありまして、日本にとつてまことに喜ばしいことといわなければなりません。(拍手)今後も海外資本市場における日本の信用をますます高めながら、海外起債市場に進出して外債を発行し、国内資本の充実をはかり、国際収支の変動に対処することは、わが国経済運営上きわめて肝要と存するのであります。(拍手)ことに、今回の外債公債の発行によって得られた資金は、産業投資特別会計の原資として、開発銀行や道路公団に対する貸付等、現下の日本の産業経済の飛躍的發展のために、最も重要な方面に有効に使用されることになっておるのでありますから、この法律案に反対する理由は、こゝろもないのであります。(拍手)

しかるに、もしそれ、この外債公債がアメリカにおいて発行を予定されておるゆえをもって、日本の対米資本従属の強化と曲解するがごとき論者ありといはしますならば、国際金融経済の实情に全く通ぜざる無知の議論か、あ

えて現実に目をおおう曲論と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)また、外債公債の発行は健全財政主義に反し、インフレに通ずる内国債発行の前提となるの見解もありますが、外債公債の発行は、内国債の発行と全くその性格を異にし、その発行額は、起債市場の消化力によっておのずから限度が置かれ、発行が放漫となるおそれもなく、また、外債公債の発行によって現実に外貨資産が調達されるのでありますから、この意味でも内国債の発行とはその性格を異にし、健全財政主義に反するおそれはないのであります。以上の論旨によって、社会党の主張は必ずしも当を得たものでないことは明らかであると思ひます。(拍手)

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案についてでございますが、この法律案の内容は、第一に、経済情勢の変化に即応する三十八品目の關稅率の改正、第二に、特に石炭対策のための還付制度の拡充等、第三に、本年三月末日で適用期限の切れる重要機械類、給食用脱脂粉乳等の暫定免稅その他の措置の延長、第四に、外国がわが国の輸出品に対して緊急關稅を設けた際の對抗措置等を規定するものであります。

今回の措置によって、差益納付といった突則な方法も不必要となりまして、また、今回の措置は、消費者、生

りまして、いずれも国民経済的観点から見て緊要かつ適切な措置であります。しかるに、社会党は、貿易自由化対策としこの關稅措置が、行き当たりばったりであるという理由でこの法案に反対しておりますが、これは關稅率改正の従来の経緯を全く知らざる者の議論であります。(拍手)

御承知の通り、關稅率の改正は、一昨年の大改正、昨年の改正によって基本的な改正を終え、今回はその後の情勢変化に即応する少数品目の手直しを行なおうとするものであります。このように、内外の情勢の変化に適切に即して機動的に改正を行なうことは、まことに妥当な措置であることは言を待たざるところであります。(拍手)

さらに、バナナの關稅率改正についても、一方において消費者の利益を考へて、四月から自由化するともに、他方、果実生産者への影響を考慮して、關稅の引き下げを漸進的に行なうこととしておりまして、また、必要な事態が生ずれば、政府は、緊急關稅の発動も考慮しておることはもちろんであります。



産者双方の利益を勘案し、かつ、世界の  
大勢である自由化の線にも沿うもの  
でありまして、まことに適切妥当な措  
置と考へるものであります。

以上の観点から、私は、両法律案に  
対して満腔の賛意を表するものであり  
ます。

これをもって、私の賛成討論を終わ  
ります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論  
は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、外貨公債の発行に関する法律  
案及び関税定率法等の一部を改正する  
法律案の両案を一括して採決いたしま  
す。

両案の委員長の報告はいずれも可決  
であります。両案を委員長報告の通り  
決するに賛成の諸君の起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、両案とも委員長報告の通り可  
決いたしました。

次に、国立病院特別会計法の一部を  
改正する法律案につき採決いたしま  
す。

本案の委員長の報告は可決でありま  
す。本案を委員長報告の通り決するに  
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り可決  
いたしました。

次に、中小企業高度化資金融通特別  
会計法案につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御  
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと  
認めます。よって、本案は委員長報告  
の通り可決いたしました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出)

支給法案(内閣提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急  
動議を提出いたします。

この際、内閣提出、戦傷病者戦没者  
遺族等援護法等の一部を改正する法律  
案、戦没者等の妻に対する特別給付金  
支給法案を一括議題となし、委員長の

報告を求め、その審議を進められんこ  
とを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君  
の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと  
認めます。よって、日程は追加せられ  
ました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一  
部を改正する法律案、戦没者等の妻に  
対する特別給付金支給法案、右両案を  
一括して議題いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の  
一部を改正する法律案

右

昭和三十八年二月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

戦傷病者戦没者遺族等援護法等  
の一部を改正する法律  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の  
一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護  
法(昭和二十七年法律第二百二十七  
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「取得し  
た者」の下に「及び第三項第六号に  
掲げる者」を加え、同項に次の一  
号を加える。

四 もとの陸軍又は海軍の指揮  
監督のもとに前三号に掲げる  
者の業務と同様の業務にもつ

ばら従事中の南滿洲鉄道株式  
会社(南滿洲鉄道株式会社)  
に関する件(明治三十九年勅令  
第四百二十二号)に基づいて設  
立された会社をいう。の職員  
及び政令で定めるこれに準ず  
る者

第二条第二項中「みなす」を「み  
なし、同項第四号に掲げる者で、  
同号に規定する勤務に就いてい  
たことにより昭和二十年九月二日以  
後引き続き海外において抑留され  
ていたものは、その抑留されてい  
た間に限り、同号に該当するもの  
とみなす」に改め、同条第三項に  
次の一号を加える。

六 戦地に準ずる地域(以下「準  
戦地」という。)における勤務  
(政令で定める勤務を除く。)  
に従事中的もとの陸軍又は海  
軍部内の有給の嘱託員、雇員、  
傭人、工員又は傭員

第二条に次の一項を加える。  
5 第三項第六号に規定する準戦  
地の区域及びその区域が準戦地  
であつた期間は、政令で定め  
る。  
第三条第一項に次の一号を加え  
る。

四 前条第一項第四号に掲げる  
者については、昭和十二年七  
月七日以後期間を定めな  
い、又は一箇月以上の期間を  
定めて事変地又は戦地におけ  
る同号に規定する勤務を命ぜ  
られた日から当該勤務を解か  
れた日までの期間及び当該勤  
務に就いていたことにより昭

和二十年九月二日以後引き続  
き海外において抑留されてい  
た期間(以下「抑留期間」とい  
う。)

第三条第二項中「第二号及び第  
三号」を「第二号から第四号まで」  
に改める。  
第四条第二項中「第二十三條第  
一号」を「第二十三條第一項第一  
号」に改め、同条第三項中「軍人軍  
属」の下に「(第二條第一項第四号  
に掲げる者を除く。)」を、「復員」  
の下に「(帰還を含む。)」を加え、  
同条第四項第一号中「第三号」を  
「第三号又は第四号」に改め、同号  
の次に次の一号を加える。

一の二 第二条第二項の規定に  
より同条第一項第四号に掲げ  
る者とみなされる者が抑留期  
間内に自己の責に帰すること  
ができない事由により負傷  
し、又は疾病にかかつた場  
合。ただし、厚生大臣が業務  
上負傷し、又は疾病にかかつ  
たものと同視することを相当  
と認めるときに限る。  
第四条第四項第二号中「疾病に  
かかつた場合」を「疾病にかかつ  
た場合」に改め、ただし書を削  
る。

第二十三條第一項第三号中「第  
二号及び第三号」を「第二号から第  
四号まで」に改め、同条第二項中  
「通して五年間に限り、」を削る。  
第二十五條第三項中「次の各号」  
を「第一項各号」に改め、各号を削  
る。  
第二十九條第三号中「第三項各

号を「第一項各号」に改める。

第三十條第三項中「始める」を「始め、権利が消滅した日の属する月で終わる」に改め、同條第五項を削る。

第三十一條第四号中「これらの者が準軍属又は準軍属であつた者の遺族であるときは、同條第三項各号」を削る。

第三十四條第二項ただし書及び第三項ただし書中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した準軍属又は準軍属であつた者

(昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む)の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十四條中第六項から第八項までを削る。

第三十七條第一項中「第五項から第七項まで」を「第五項」に改める。

第四十九條の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第四十九條の二 第二條第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三條第二項、第四條第五項又は第三十四條第二項第一号の規定に基づき政令の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金又は

弔慰金(以下本条において「障害年金等」という)を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをすることができ、

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(療養手当の支給)

第二十四條の二 厚生大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に入容されて第十八條の規定による療養の給付(前條の規定による療養費の支給を含む。以下同じ)を受けている者(以下「長期入院患者」という)に対し、その者の申請により、療養手当を支給する。

2 療養手当の月額は、二千円とし、毎月、その月分を支払うものとする。

3 療養手当の支給は、長期入院患者が、療養手当の支給の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が長期入院患者でなくなつた日の属する月で終わる。

4 長期入院患者が、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年

金その他これらに相当する年金たる給付を受けることができる場合には、当該年金たる給付を受けることができる期間、その支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

第二十五條中(前條の規定による療養費の支給を含む。以下同じ)を削る。

第二十八條中「及び障害一時金」を「並びに療養手当及び障害一時金」に改める。

第三十條中「療養の給付等」を「療養の給付及び障害一時金の支給」に改める。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)

第三條 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

(未帰還者とみなす者)

第十三條の二 次に掲げる者であつて未帰還者でないものは、この法律(前条を除く)の適用については、未帰還者とみなす。ただし、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

一 中国本土、フィリピン諸島その他の政令で定める地域内においてそれぞれ当該地域ごとに政令で定める日以後生存していたと認められる資料があるが、諸般の事情からみてすでに死亡していると推測される者(昭和二十年九月二日以後自己の意思により帰還しな

かつたと認められる者及び同日以後において自己の意思により本邦に在つた者を除く) 二 未帰還者留守家族等援護法第二條第一項第二号に規定する地域(中国本土の地域を除く)又は前号の政令で定める地域内においてそれぞれ昭和二十年八月九日又は同号の政令で定める日前に生存していたと認められる資料があるが、それぞれこれらの日以後生存していたと認められる資料がない者で、諸般の事情からみて同日以後に死亡したと推測されるもの

附則 (施行期日) 第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第二條、第三條及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(遺族援護法第二條等の改正に伴う経過措置) 第二條 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という)第二條第一項及び第二項、第三條、第四條第四項、第二十三條第一項第三号並びに第三十四條第二項及び第三項の規定の改正により軍人軍属たるによる障害年金、遺族年金又は軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合には、同法第七條第一項及び第二項、第二十三

條第一項第三号、第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、昭和三十三年三月三十一日と、同法第十一條第二号、第二十九條第二号、第三十六條第一項第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」と、同法第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十三年四月」と、同法第三十六條第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和三十三年四月二日」とする。

2 この法律による遺族援護法第二條、第四條第四項第二号、第二十五條第二項及び第三十四條の規定の改正により準軍属たるによる障害年金、遺族給付金又は準軍属若しくは準軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合には、同法第七條第三項及び第四項、第二十三條第二項第三号並びに第二十五條第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十三年十月一日」と、同法第十一條第三号及び第二十九條第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十

十八年九月三十日」と、同法第三十三條第二項及び第三十條第三項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、同法第二十五條第三項中「昭和三十四年一月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」と、同法第三十六條第二項第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、同法第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、同法第三十六條第一項第二号中「昭和二十四年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」と、同法第三十六條第一項第二号中「昭和三十八年十月二日」と、同法第三十六條第一項第二号中「昭和三十八年十月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」とする。

3 第一条の規定の施行の際現に準軍属たるによる障害年金又は遺族給付金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により同一の事由による軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を有するに至つたものは、第一条の規定の施行の際、準軍属たるによる障害年金又は遺族給付金を受ける権利を失ふ。ただし、その遺族年金が後順位者として受ける遺族年金であるときは、その者は、すべて先順位者が遺族年金を受ける権利を失つた時に遺族給付金を受ける権利を失ふ。

4 前項の者には、その者が遺族給付金の支給を受けることができる間、同一の事由による後順位者としての遺族年金は、支給しない。

5 第三項の者が準軍属たるによる障害年金又は遺族給付金を受ける権利を失ふと同時に、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を取得した場合においては、その取得した権利の裁定がある日の属する月分までの分として支給された準軍属たるによる障害年金又は遺族給付金は、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金の内払とみなす。

6 この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により先順位者としての遺族年金を受ける権利を有するに至つた者で、他に同一の事由による遺族給付金を受ける権利を有する者があるものに支給する遺族年金の額を算出する場合に、同法第二十六條第一項第一号及び第二号中「七万一千円」とあるのは「七万一千円から遺族給付金の額に相当する額を控除した額」と、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百十五号)附則第四項中「六万一千円」とあるのは「六万一千円から遺族給付金の額に相当する額を控除した額」と、同法附則第六項中「五万一千円」とあるのは「五万一千円から遺族給付金の額に相当する額を控除した額」と読み替へるものとする。

7 死亡した者の死亡に因りその遺族がこの法律による改正前の遺族

援護法第三十四條第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した場合における当該死亡した者に係る軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金については、同法第三十七條第一項中「五万円」とあるのは、「二万円」と読み替へるものとする。

8 この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十四号)附則第十一項に規定する者の遺族として遺族年金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に因り、同法附則第十三項の規定を適用する場合においては、同項中「昭和二十八年四月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、「昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、「昭和二十八年四月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、「昭和二十八年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」とする。

(遺族援護法第二十三條第二項の改正に伴う経過措置)  
 第三条 次の各号に掲げる者に支給する遺族給付金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 次順位者として遺族給付金を受けるべき者で、第一条の規定の施行の際現に遺族援護法第二十五條第五項の規定により先順

位者としての遺族給付金の支給を受けているもの

二 第一条の規定の施行の際現に遺族給付金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により他に同一の事由による先順位者としての遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるに至つたもの

三 第一条の規定の施行の際現に遺族給付金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二十五條第三項の規定の改正により他に同順位者としての遺族給付金の支給を受ける権利を有する者があるに至つたもの

(遺族援護法第二十五條第三項の改正に伴う経過措置)  
 第四条 この法律による遺族援護法第二十五條第三項の規定の改正により遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者で、他に同順位者として現に遺族給付金を受ける権利を有する者があるものは、当該現に遺族給付金を受ける権利を有する者がその権利を有する間は、その者の後順位者とみなす。

(遺族援護法第三十四條の改正に伴う経過措置)  
 第五条 死亡した者の死亡に因りこの法律による改正前の遺族援護法第三十四條第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した者がある場合における当該死亡した者に係る準軍属又は準軍属であつた者の遺族た

るによる弔慰金の支給については、なお従前の例による。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)  
 第六条 第二条の規定の施行の際この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第二十四條の第二項に規定する長期入院患者(以下「長期入院患者」という)に該当する者又は第二条の規定の施行の日から起算して三箇月以内に長期入院患者に該当するに至つた者が、同条の規定の施行の日から起算して四箇月以内に同項の規定により療養手当の支給の申請をしたときは、これらの者に対する療養手当の支給は、この法律による改正後の同法第二十四條の第二項第三項の規定にかかわらず、それぞれ第二条の規定の施行の日の属する月又はその者が長期入院患者に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「第三十六條第二号」を「第三十六條第一項第二号」に改め、「第六号」の下に並びに第二項を加へ、「第三十六條第一号」を「第三十六條第一項第一号」に、「及び第三十八條第三号」を「第三十六條第二項及び第三十八條第三号」に改める。

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

昭和三十三年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案

十年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第三十四条第五項から第七項まで」を「第三十四条第五項」に改める。

附則第十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項を加え、「第三十六条第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月二日」との下に「第三十六条第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とを加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第九条 この法律による遺族援護法第二條、第三條、第四條第四項及び第二十三條第一項第三号の規定の改正により昭和二十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことによる同法第二十三條第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同法第二項第一号に規定する遺族給付金又は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受け権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和二十八年法律第...号)の適用については同法第二條に規

定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十三年四月一日前である場合に限る。

理由

遺族給付金を年金化し、準軍属及びその遺族に対する給付要件を緩和し、特殊勤務に服した南滿洲鉄道株式会社の職員等を軍属として処遇することとするほか、特別弔慰金の支給要件を緩和するとともに、長期入院の帰還患者に療養手当を支給することとする等、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

右 昭和三十八年二月二十三日 内閣総理大臣 池田 勇人 国会に提出する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

(この法律の指摘) 第一條 この法律は、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。(定義) 第二條 この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和二十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。)であつたことにより、昭和三十三年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。

- 一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者(戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補關の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む。)であつたことにより支給される恩給法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第二十九條の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料、法律第五十五号附則第三十五條の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二号)附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)第三條第二項に規定する扶助料

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第一一十七号)以下「遺族援護法」という。

第二十三條第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四号)附則第十一項の規定により支給される遺族年金

- 四 遺族援護法第二十三條第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金
- 五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三條の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務員による死亡を支給事由とするもの

六 遺族援護法第二條第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三條第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三條の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三條第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務員による死亡を支給事由とするもの

七 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第一一十七号)以下「遺族援護法」という。

(特別給付金の支給及び権利の裁定) 第三條 戦没者等の妻には、特別給付金を支給する。

- 2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。
- (特別給付金の額及び記名国債の交付) 第四條 特別給付金の額は、二十万円とし、十年以内償還すべき記名国債をもつて交付する。
- 2 前項の規定により交付するた
- め、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くが、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継) 第五條 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の前続人が数人あるときは、その一

人のした特別給付金の請求は、全員のためにこの全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)  
 第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)  
 第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)  
 第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)  
 第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)  
 第十一条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)  
 第十二条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)  
 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(国債の発行の日)  
 2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和三十八年五月一日とする。

(厚生省設置法の一部改正)  
 3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
 第五十六条第三号の次に次の一号を加える。  
 六十三の二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第 号)の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の次に次の一号を加える。  
 四の二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事井村重雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔井村重雄君登壇〕

○井村重雄君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等に対し、従来講ぜられて参りました各般の援護施策についての不均衡、不十分な点を改めて、遺族等の処遇の改善をはかろうとするのが本案の目的であります。

まず第一に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正についてであります。その第一点は、徴用工、動員学徒等の準軍属に対する処遇の改善でありまして、準軍属の父母に対する遺族給与金の支給要件を緩和すること、遺族給与金の五年の支給期間を撤廃いたし

まして年金化するほか、準軍属の障害年金、遺族給与金等の支給事由にかかると準軍属との間の著しい不均衡を是正することとしたのでございます。

第二点は、軍の指揮監督のもとに、事実上軍と同様の勤務に従事していた南満州鉄道株式会社職員等を軍属として、障害年金、遺族年金等を支給することにしたことでありました。第三点は、内地等に勤務していたもの陸海軍の有給軍属のうち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により年金を受けられないものを本法の対象に加えたことでございます。

第四点は、特別弔慰金の支給要件について、退職後死亡の場合の年限を二年以内、結核等によるときは六年以内に延長いたしております。

第二に、未帰還者留守家族等援護法については、現在、引き続き一年以上入院して療養の給付を受けている患者で、増加恩給等を受けられない者に対し、療養手当として月額二千円を支給することにいたしましたのであります。

第三に、未帰還者に関する特別措置法については、外地において今次戦争に起因して消息不明となつた一般邦人のうち、現在法の対象とされていない

昭和三十三年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長長の報告

者を新たに法の対象に加え、厚生大臣が戦時死亡宣告の申立てを行なうことができることとしたしておるのであります。

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案について申し上げます。

本案は、戦没者等の妻の置かれていた特別の事情にかんがみまして、今回特別給付金を支給しようとするものでございます。

そのおもな内容の第一は、昭和二十二年七月七日に勃発した日華事変以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であったことにより、本年四月一日において旧軍人、旧軍人または旧軍属にかかる公務扶助料、特別扶助料、遺族年金、特別遺族年金、遺族給与金、もとの陸海軍の雇用人等にかかる旧令共済殉職年金等を受ける権利を有する者に特別給付金を支給することでありませう。

第二に、特別給付金の額は二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付することとし、この国債は無利子としております。

第三に、特別給付金を受ける権利は譲渡を禁止しておりますが、相続についてはこれを無条件に認めるとともに、国債についても、民法の原則によ

り相続人が受継することとしたしております。

その他、特別給付金についての時効、差し押えの禁止、非課税、実施機関等、所要の事項について規定を設けております。

両法案は、二月十三日及び本月七日それぞれ本委員会に付託となり、本日、質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

なお、両法案については、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案をもって、それぞれ附帯決議を付することに決しました。詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 外務大臣 大平 正芳君
- 大蔵大臣 田中 角榮君
- 厚生大臣 西村 英一君
- 農林大臣 重政 誠之君
- 自治大臣 篠田 弘作君

出席政府委員

- 内閣法制局長官 林 修三君
- 外務省アジア局長 後宮 虎郎君
- 通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

○朗読を省略した議長長の報告

(条約交付及び通知)

一、去る二十二日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。  
国際連合の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めめるの件  
専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めめるの件

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めめるの件  
国際地震工学研究所を設立するため国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承認を求めめるの件  
(法律公布案上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
商法中改正法律施行法の一部を改正する法律  
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律  
オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律  
(政府委員自然消滅通知受領)

一、去る二十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれぞれ自然消滅になつた旨の通知を受領した。  
公正取引委員 佐藤 基  
員会委員長  
外務省経済局長事務代理 中山 賀博  
(以上三月二十二日付)

一、福島県第一区選出議員伊藤職君は、去る二十二日死去された。

(常任委員辞任)

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。  
農林水産委員 伊藤 職君  
一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。  
内閣委員  
草野 一郎平君 笹本 一雄君  
上林山榮吉君 南條 徳男君  
外務委員  
愛知 揆一君 赤城 宗徳君  
池田正之輔君 宇都宮徳馬君  
金丸 信君 川村善八郎君  
森下 國雄君 井村 重雄君  
上村千一郎君 浦野 幸男君  
田川 誠一君 田中 榮一君  
長谷川 峻君 米田 吉盛君  
大蔵委員  
古川 文吉君 森 清君  
社会労働委員  
井堀 繁男君 伊藤卯四郎君  
商工委員  
伊藤卯四郎君 井堀 繁男君  
通信委員  
上林山榮吉君 椎熊 三郎君  
南條 徳男君 森 清君  
井村 重雄君 上村千一郎君  
大上 司君 古川 文吉君

予算委員

飯谷 忠男君 羽田武嗣郎君  
松浦周太郎君 赤城 宗徳君  
池田正之輔君 森下 國雄君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。  
農林水産委員 高橋 等君

一、去る二十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

上林山榮吉君 南條 徳男君  
草野一郎平君 笹本 一雄君

外務委員

田中 榮一君 浦野 幸男君  
田川 誠一君 井村 重雄君  
長谷川 峻君 米田 吉盛君  
上村千一郎君 宇都宮徳馬君

森下 國雄君 赤城 宗徳君  
池田正之輔君 愛知 揆一君  
金丸 信君 川村善八郎君  
大蔵委員 森 清君 古川 丈吉君

社会労働委員 伊藤卯四郎君 井堀 繁男君

井堀 繁男君 伊藤卯四郎君  
通信委員 上村千一郎君 井村 重雄君

大上 司君 古川 丈吉君

椎熊 三郎君 上林山榮吉君  
南條 徳男君 森 清君

予算委員

森下 國雄君 池田正之輔君  
赤城 宗徳君 松浦周太郎君  
羽田武嗣郎君 飯谷 忠男君

(常任委員死去)  
一、去る二十二日、地方行政委員伊藤 誠君は死去された。

(特別委員辞任)

一、去る二十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。  
災害対策特別委員 田口 誠治君 山口丈太郎君

一、去る二十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。  
石炭対策特別委員 有馬 英治君 木村 守江君

藏内 修治君 齋藤 邦吉君  
藏谷 直藏君 北山 愛郎君  
安藤 覺君 赤城 宗徳君  
小川 平二君 高橋 等君  
竹山祐太郎君 島上善五郎君

(特別委員補欠選任)  
一、去る二十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員 山口丈太郎君 田口 誠治君

一、去る二十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員 安藤 覺君 小川 平二君  
竹山祐太郎君 高橋 等君  
赤城 宗徳君 島上善五郎君

有馬 英治君 藏谷 直藏君  
木村 守江君 齋藤 邦吉君  
藏内 修治君 北山 愛郎君

(議案提出)  
一、去る二十二日、委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)  
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。  
甘味資源特別措置法案  
一、昨二十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

特定産業振興臨時措置法案  
一、今二十六日、議員から提出した議案は次の通りである。

地方選挙の公明を期する決議案(青木正君外二十六名提出)

(議案受領)  
一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

中高齢者雇用促進法案  
一、昨二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

採石法の一部を改正する法律案(委員会審査省略要求受領)

一、今二十六日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。  
地方選挙の公明を期する決議案 青木正君外二十六名

(議案付託)  
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外八名提出、衆法第三三三号) 通信委員会 付託

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。  
中高齢者雇用促進法案(村尾重雄君提出、参法第二一〇号)(予)

社会労働委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

採石法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)(予) 商工委員会 付託

(条約送付)  
一、去る二十二日、参議院に送付した条約は次の通りである。

関税及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するのためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に關する諸文書の締結について承認を求めめるの件

千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)  
一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律等の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案  
船舶職員法の一部を改正する法律案

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十八年三月二十六日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案

電波法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法案

住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本学校給食会法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外八名提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院運営委員長提出)

(条約通知)

一、去る二十二日、衆議院送付の次の条約を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際連合の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件

専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る二十二日、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

天竜川上流治水計画に関する質問主意書(中島敏君提出)

(緊急質問提出)

一、去る二十二日、提出した緊急質問は次の通りである。

頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緊急質問(兒玉末男君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は次の通りである。

韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

石炭鉱山の保安の確保に関する現地監督体制の整備確立を図るため、札幌鉱山保安監督局に、夕張、岩見沢、滝川、釧路の各鉱山保安監督署を、福岡鉱山保安監督局に、飯塚、田川、直方、佐賀、佐世保の各鉱山保安監督署をそれぞれ設置する必要があるため、その設置について国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本件は、石炭鉱山の保安の確保の重要性にかんがみ、現地保安監督体制の整備拡充を図る措置として、有効適切なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十三日

石炭対策特別委員長 上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円 (大たし原稿紙は二十円) (電送料とも) 發行所 東京都港区赤坂奥町二番地 大蔵省印刷局 電話東京 五六一九三三 官報